

1. 日 時：平成23年7月19日（火）13：30～16：25
2. 場 所：中央合同庁舎第7号館11階共用会議室
3. 出席者：小川 和夫 委 員 （財）目黒寄生虫館館長
佐藤安紀子 委 員 ウーマンズフォーラム魚 「海のくに・日本」編集長
辻 雅司 委 員 （株）水産タイムズ社理事
安元 杏 委 員 主婦連合会常任委員
横田 絵理 委 員 慶応義塾大学商学部教授
荒井 修亮 専門委員 （国）京都大学大学院情報学研究科准教授
上田 宏 専門委員 （国）北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授
窪川かおる 専門委員 （国）東京大学大学院理学系研究科特任教授
堤 清樹 専門委員 （財）東京都内湾漁業環境整備協会主事
山尾 政博 専門委員 （国）広島大学大学院生物圏科学研究科教授
松里 壽彦 （独）水産総合研究センター理事長
鷺尾 圭司 （独）水産大学校理事長
石塚 吉生 （独）水産総合研究センター理事
淀江 哲也 （独）水産大学校理事
荒川 研 （独）北方領土問題対策協会専務理事
香取 義和 水産庁水産経営課課長補佐（企画調整担当）
武井 篤 水産庁研究指導課長
中山 一郎 水産庁増殖推進部参事官
川瀬 昇平 水産庁研究指導課課長補佐（計画班担当）

議 事

- (1) 第2期中期目標期間評価におけるウェイトについて
【（独）水産総合研究センター、（独）水産大学校】
- (2) 平成22事業年度業務実績及び自己評価の概要説明について
【（独）水産総合研究センター、（独）水産大学校】
- (3) 第2期中期目標期間業務実績及び自己評価の概要説明について
【（独）水産総合研究センター、（独）水産大学校】

(4) 平成22事業年度業務実績及び財務諸表の概要説明について

【(独)北方領土問題対策協会】

(5) 平成22事業年度財務諸表の承認について

【(独)北方領土問題対策協会】

(6) 平成23年度独立行政法人評価委員会水産分科会スケジュール

第43回農林水産省独立行政法人評価委員会水産分科会

平成23年7月19日

○小川分科会長 若干、定刻前ですが、遅れてくる先生がおられますけれども、それ以外の方はおそろいですので、ただいまから第43回「独立行政法人評価委員会水産分科会」を開催いたします。

委員及び専門委員の皆様には、お忙しい中、また台風が接近の中でおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、議事に入ります前に事務局から本日の委員及び専門委員の出席状況をお知らせいたします。

○武井研究指導課長 研究指導課長の武井でございます。本日は大変お疲れ様でございます。本分科会の定足数につきましては、農水省独法評価委員会令の規定によりまして、委員の半数とされております。本日、委員6名のうち4名の委員の方が御出席いただいております。佐藤委員が遅れてくるということでございます。いずれにしても過半数の定足数を満たしておりますので、会議は成立しているということを御報告いたします。

以上です。

○小川分科会長 ありがとうございます。本日の会議は成立していることを確認いたします。

次に、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○川瀬水産指導課長補佐 では、配付資料の御確認をお願いします。

お手元にお配りしておりますファイルでございます。そのインデックスのところを御確認いただければと思っております。

まず、配付資料一覧、議事次第、座席表、名簿がございます。その後に資料1からでございます。

資料1につきましては、水産総合研究センターの22年度及び第2期中期計画における業務実績でございます。

資料2は、同じく水産総合研究センターの22年度分の業務実績自己評価票。

資料3が22年度の業務実績報告書。

資料4が第2期中期目標期間での実績自己評価票でございます。

資料 5 が同じく水産総合研究センターの中期目標期間業務実績報告書となっております。

資料 6 から、水大の分でございます。資料 6 が 22 年度及び第 2 期中期目標における業務実績の概要。

資料 7 が 22 年度の実績自己評価票でございます。

資料 8 が 22 年度業務実績報告書でございます。

資料 9 が第 2 期中期目標期間業務実績自己評価票となっております。

資料 10 が第 2 期中期目標期間に係る業務実績報告書。

次第はここまででございます。

資料 11 でございます。これは独立行政法人北方領土問題対策協会分の平成 22 事業年度業務実績等の概要説明資料（貸付業務）でございます。

資料 12 が同じく 22 事業年度財務諸表。

ここまでが 1 つのあれとなっております。

資料 13 はそれぞれの法人ごとの第 2 期中期目標期間評価のウェート、つまり点数の配分表でございます。水産大学校分とその次のページが水研センター分ということになっております。

資料 14 は 23 年度の水産分科会のスケジュールとなっております。

最後でございますが、参考資料 1 としまして、前回の水産分科会の議事録（案）でございます。

参考資料 2 がそれぞれの評価委員会に係る参照条文ということでございます。

以上でございますけれども、配付漏れ等はございませんでしょうか。

では、参考 1 の議事録でございますけれども、一部評価委員会とは直接関係ない部分の発言につきまして修正等を行わせていただきました。これに関しましては、御出席いただいた委員、専門委員の皆様にご確認をお願いいたしまして、若干の字句の修正を行いました。議事内容等につきましては、大きな修正はございませんので、今回お配りいたしました内容をもちまして確定させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小川分科会長 ただいまの配付資料及び議事録の確定につきまして、何か御意見ございませんか。特になければ、議事録につきましては確定させていただきたいと思っております。

本日の議事についてですが、後日議事録にまとめた後、その内容につきまして改めて委員の御確認を得た上で、従来同様ホームページにて公開いたしますので、御了解願います。

それでは、議事に入ります。第 2 期中期目標期間評価におけるウェートについて、事務局より説明をお願いします。

○川瀬水産指導課長補佐 資料 13 でございます。このウェートにつきましては、前回の分科会におきまして、22 年度業務実績評価のウェートを確認したところでございます。今回、御確認していただきたいウェートにつきまして、第 2 期、つまり前中期目標期間評価のウェートということでございます。これまでと同じウェートで評価をお願いしたいと考えております。

また、次の第3期中期目標期間におけるウェートにつきましては、今後皆様の御意見をいただきながら決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○小川分科会長 ただいまの御説明で御意見、御質問はありませんか。

特に御意見なければ、第2期中期目標期間評価におけるウェートについては了承されたことといたします。

次の議事に入ります。平成22年度業務実績及び自己評価の概要と第2期中期目標期間業務実績及び自己評価の概要について、まず水産総合研究センターより説明をお願いします。

○松里水産総合研究センター理事長 水産総合研究センターの理事長の松里です。今日はお暑い中、ありがとうございます。これからスライドを用いまして御説明いたします。非常に大部でございますので、少しはしょってお話することになると思います。水産総合研究センターにおける平成22年度及び第2期中期目標期間の業務実績及び自己評価結果について説明いたします。

時間に限りもございますので、スライドでは22年度と中期をまとめて説明させていただきます。

初めにIの第1、業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき処置について御説明いたします。

少し見えにくいかもしれませんが、中期計画による業務運営の効率化に関する目標については、上のピンクの枠、各独法共通の削減目標のほか、当センターでは平成18年度にさけ・ますセンターとの統合が行われたことから、統合メリットを勘案し、一般管理費を平成17年度から10%抑制することとされています。

下の枠にございますが、このような効率化を実現するため、下の枠の5項目について中期計画及び年度計画に基づき必要な処置を実施することとしております。

以下、各項目につきまして御説明いたします。

まず第1、効率的・効果的な評価システムの確立と反映では、中期計画、年度計画で上に示すように大きく2項目を実施することとしております。この2項目でございます。

法人評価の実施では、毎年度外部委員を加えた評価を実施、評価結果や委員の指摘については、業務運営方針や業務改善等の検討に活用しております。

また評価手法の効率化や高度化を図るため、成果の質や社会的貢献との関係を反映するアウトカム指標の導入や、研究活動データベースの構築を行いました。研究課題評価会議を設置し、課題担当者を集め、外部委員を招聘して一括して課題の評価を行っています。

個人業績評価では、まず研究開発職の管理職については、18年度より業績評価結果を処遇に反映しています。管理職以外の研究開発職では、22年度に前年度業績評価を基に、研究費への配分と処遇への反映をいたしました。

更に一般職、技術職、船舶職については、組織の活性化と実績の向上を指標とした新たな人事評価システムを平成22年度に導入いたしました。

次に2番目の資金の効率的利用及び充実・高度化です。スライド上部にありますように、1～4の項目に分かれております。ここからここまで分かれております。

まず(1)の資金については、中期計画では上の3点が示されております。

資金の重点的配分、外部資金の獲得、自己収入の安定的確保の部分でございます。

左側の円グラフは、当センターの資金全体の大まかな内訳を示しております。外部資金については22年度は水産庁から約33億円、それ以外では約9億円となっております。年度より多少のばらつきがありますが、おおむねこのような比率となっております。

交付金による研究費については、課題評価や社会的ニーズにより重点化しています。また、競争的資金の獲得にも努めており、右側に主なものを示しております。この部分です。

自己収入の確保については、調査船の漁獲物の水揚げ時に立ち合い検査の実施、陸揚げ港の選択や漁獲物の品質向上に取り組むなどして自己収入の確保に努めました。

(2)の施設・設備については、センター内各機関での相互利用に努め、5年間で320件の相互利用を行ったほか、オープンラボとしてホームページで周知し、893件の外部利用が行われました。

第3の組織についてですが、センターでは水産政策や社会のニーズに対応し、課題の重要性や進捗状況により、機動的に見直すこととしております。

図の左側は第2期末の組織ですが、昨年度までの4年間に於いて本部ではさけ・ますセンターの統合により関係する管理部門を17名から9名に縮小するなど、18年、19年、21年度に組織を見直しました。

また、図で緑色に示してあるものが幾つかございますが、各研究所においては、研究開発等の業務の効率化等の観点から、所内研究組織の見直しを行っています。

第3期に向けては、右の図で示しますとおり、さけ・ますセンター、栽培漁業センターの一元化等の方針を明確にいたしました。これは現在、既に改正済みでございます。

職員の資質向上及び人材育成では、まず人材育成プログラムを策定し、職員の資質向上を図りました。先ほど御説明いたしました研究開発職の業績評価により、競争的意識の向上を図るとともに、インセンティブの効果的な付与に努めております。

多様な任期制を利用したキャリアパスの開拓、国外を含めた他機関との人事交流やセンター内の部門間の人事交流を積極的に行いました。

社会人大学院制度等による学位取得の支援として、通学、受講等に要する時間を職務専念義務免除とし、環境整備を行っております。

3番目の研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化についてですが、上の3点を行うことになっております。ここに書いております3点です。

中期期間全体といたしまして、ここに示したとおり粛々と進めてきております。22年度については、新たに会計システムのネットワーク化を進めました。

4番目の産官学連携、協力の促進・強化について、中期計画の主な内容は次の3点です。

主な実績といたしまして、連携大学院、包括連携協定により、大学との連携協力関係の構築、評価を行いました。22年度は新たに北大の水産科学研究所と包括連携協定を締結しております。右の棒グラフは共同研究の件数です。赤線が目印の年間70件ですが、このように中期期間のすべての年度で目標を上回る共同研究を実施しました。

国際機関等との連携の促進・強化について、中期計画の主な内容は次の3点です。

まず1つは日米、日ロ、日ノルウェー等と共同研究を積極的に実施しました。

また、日中韓の研究機関でMOUを締結し、組織レベルでの連携を強化しました。毎年機関長会議の開催や研究者の交流を行っております。

各年度で14～31件と、目標を上回る国際ワークショップ等を実施いたしました。

次に、Iの第2の国民に対して提供するサービスについてですが、これは5項目に分かれております。1については研究開発を進めるための配慮事項等の全般的な事柄ですので、今回の発表では割愛させていただきます。

第2の国民に対して提供するサービスの2の研究開発等の重点的推進。ここが私たちの研究組織の水産総合研究センターの中核的な業績ということになるわけですので、これにつきましては、

(1)～(3)の重点領域がございます。当然この重点領域というのは目標に対応した設定になっております。

このうち重点領域(1)水産物の安定的供給の確保のための研究開発につきましては、最も大きな重点領域ということもありまして、課題数も多いことからアイウと3つの大課題に分けられております。

これら3つの大課題と重点領域(2)及び(3)ごとに第2期中期計画期間における構成中課題のロードマップ、評価結果、そして特筆すべき成果についてこれから御説明いたします。

最初の2-(1)-アの水産資源の持続的利用のための管理技術開発という大課題の下でのロードマップ及びその他を表したものですが、これから以降すべての大課題についてこのようなものが出てまいりますので、最初に構造を御説明いたします。

大課題は、一番上に書いてあるとおり、これによって4つの中課題になっておりまして、その中課題を年度ごとに少しずつやっていくわけで、この進行の姿の概略を書いたものでございます。これらの目標は、当然個々に落ちてくるわけでありまして、この大課題につきまして2番目の項目は非常に重要でありまして、ここにその他の中課題の成果を集めてきて、最終的には持続的な漁業生産の実現、更には水産物の安定供給の確保というところに受け渡していくという形になっております。

この結果でございますけれども、まとめて申し上げますが、まず中課題ごとの22年度における評価につきましては、先ほどございましたようにウェート付けその他をした結果でありまして、全部Aでございます。これら中課題を構成する小課題ごとのS、A、B評価の割合はここに書かれたとおりでありまして、これを受けまして最終的に5か年、第2期中期期間を通しての評価はすべてこのようにA評価となっております。

その中でいろいろ成果を上げたわけですが、時間もございませんので1つだけ御紹介したいと思います。なお、22年度はこれら4つの中課題に含まれる小課題は65課題でございます。

左の図に示しますのは、日本海中部海域における環境変動が低次生産を通してカタクチイワシの成熟・産卵生態に及ぼす影響の解明ということでございますが、これは左の図に示しますように、日本海のカタクチイワシは大きな資源変動をしております。右の棒グラフは複雑なグラフですが、1段目が対馬暖流系の産卵量の経年変化でございまして、2段目は平年偏差でございまして、普通の数字と違ひまして偏差でございまして、3段目は日本海西部の冬季水温の平均からの偏差。一番下が春季の日本海における動物プランクトン分布密度の偏差を表したものでございまして。

これらの図からおわかりいただけるように、水温、プランクトン分布量、カタクチイワシの産卵量には大きな変動があり、それらの間には何らかの関係があるように思われます。本研究ではカタクチイワシの成熟・産卵特性とえさ生物や海洋環境との関係を解明し、定量化することを目的としました。

この地図は、青い部分がカタクチイワシの分布です。赤いのが産卵域でございます。春季に日本海で産卵するカタクチイワシの主要な餌となるカイアシ類の分布密度は図1に示しましたとおり、水温と密接な関係がございまして、15℃から17℃で最大化することが判明いたしました。この辺でございます。

次に産卵期におけるカタクチイワシの1回当たりの産卵数とカイアシ類密度の関係が図のようになっておまして、ほぼこのような関係が得られました。このように直線的な関係になることが明らかになりました。

このように環境要因とプランクトン分布量、プランクトン分布とカタクチイワシの産卵量の関係を数量化することができました。生態系モデルなどを構築して水産資源の適正管理、有効利用を行おうとする場合に、本研究の成果を生かすことができます。

次は重点領域(1)の2つ目の大課題、水産生物の効率的・安定的な増養殖技術の開発です。

これは1つ目の大課題と同様、ア～エまでの4つの中課題に取り組み、ロードマップに従い進行いたしました。これらの4つの中課題に含まれる小課題の数は、平成22年度で77課題ございました。

その結果につきましては、先ほどと同様の経過を経まして、平成22年度におきましては、この中課題はA、次もAで、新規増養殖技術の開発がS、病害防除技術の開発というのがAということで、5か年の第2期全体ではA評価ということにさせていただいております。

この中で特筆すべき成果としては、ウナギの種苗生産技術の開発ということがございますので御紹介いたします。

ウナギは養殖用種苗の100%天然シラスウナギに依存しております。2007年に開催されました第14回のワシントン条約締結会議におきまして、ヨーロッパウナギの取引が制限されました。我が国でもシラスウナギの採捕量が低迷しております。我が国では早くからウナギの人工生産技術の開発に着手しており、水産総合研究センターは2002年に世界に先駆けて卵から人工シラスウナギの生産に成功しました。この成功を受けて、日本ウナギ養殖種苗の量産化の研究開発を進めました。

ウナギの生態は不明な点が多いことから、種苗生産技術の開発に必要な情報を得るために、2008年より西マリアナ海域において大規模な研究航海を行い、世界初の天然親ウナギの採捕に成功いたしました。これはメスでございます。

2009年5月には天然ウナギ卵を採集することにも成功いたしました。日本ウナギの種苗生産技術の開発において重要な成熟状態、稚魚の成育環境及び餌などの情報を得ることができました。種苗生産技術では、ウナギ親魚にストレスを与えない手法の開発、稚魚の死亡要因の除去、制御、形態異常の防除法を開発しました。

これらの成果を基に、2010年3月27日には、ついに世界初のウナギの完全養殖を達成いたしました。ウナギの種苗生産技術が大きく進展いたしました。

次は(1)の3つ目の大課題ウでございます、水産生物の生育環境の管理・保全技術の開発です。同様にア～エまでの4つの中課題に取り組みました。これらの4つの中課題に含まれる小課題の数は平成22年度で93課題ございました。

結果ですが、ここでも同様に各中課題項目ともAでございました。その内訳、小課題の評価結果ですけれども、AとSということでございます。この中で第2期5か年間の評価といたしましては、この部分、外来生物や有害、有毒物質等の影響評価、発生予測、被害防除の高度化がS評価であり、他は全部A評価でございました。

このうち特筆できる成果として、大型クラゲ国際共同調査事業の成果について御説明いたします。

エチゼンクラゲの名前でも有名な大型クラゲは、2002年、突然日本海に大量に出現しました。その後、毎年のように日本沿岸の広域に来遊するようになり、定置網や巻き網等の漁業に甚大な被害をもたらしています。

来遊経路には中国や韓国沿岸域も含まれるため、これらの国々と連携して海洋環境のモニタリング調査を実施することが不可欠です。今のところ、クラゲの発生を抑制することや、一旦大量に発生したクラゲを撲滅することは困難と考えられています。したがって、大型クラゲの来遊時期や来遊量を事前に察知し、前もって対策を講じることで漁業被害を軽減することが現実的でした。そこで、我が国沿岸の大型クラゲの出現予測技術の開発に取り組みました。

水産総合研究センターは、中国と韓国の水産研究機関に粘り強く働きかけ、2007年に日中韓3国による国際共同調査体制を構築しました。

大型クラゲの発生域は長江河口域から黄海沿岸域と推定されました。また、発生したクラゲは成長しながら東シナ海を通過して、7～8月ごろに日本に到達していました。共同調査等で得られた出現情報を初期値とした数値モデルによる計算によって、日本沿岸での大型クラゲ出現時期をかなり予測できるようになりました。来遊に対する備えを行うことで少しでも被害を抑えることができるのではないかと思います。

絵は小さいですが、この辺で発生して朝鮮半島沿岸を経由して日本側に。赤い点々というのは実体的なもの、出現する時期を予測しようとしている絵でございます。

次は重点領域2、水産業の健全な発展と安全・安心な水産物供給のための研究開発です。先ほどの大課題同様、重点領域2におきましてもア～エの4つの中課題に取り組み、ロードマップに従い進行了ました。これら4つの中課題に含まれる小課題の数は、平成22年度で59課題ございました。

結果でございますが、中課題ごとの22年度の評価は、ウの水産物の機能特性の解明と高度利用技術の開発及びエの安全・安心な水産物供給技術というのがS評価であり、他はA評価でした。また、第2期5か年の評価はすべてA評価ということでございました。このうち第2期における特筆できる成果として、水産発酵食品製造及び衛生管理技術の開発の成果について御説明いたします。

近年、消費者の安全・安心嗜好の高まりやニーズの多様化に伴って、天然発酵調味料の需要が拡大し、特に魚醤油の人気の高まっています。しかし、水産物を利用した発酵調味料では、製造過程においてアレルギー物質のヒスタミンが蓄積することがあるため、製品への混入を可能な限り少なくする製造技術の開発が求められていました。

我が国には、食品に含まれるヒスタミンに関する規制のための基準値はございませんが、諸外国では基準値が設定されており、近々我が国でも基準値が設定される見通しとなっております。本研究では、魚醤油、製造過程でのヒスタミン生成抑制法や微量に混入したヒスタミンの除去方法の開発に取り組みました。

ヒスタミンがつくられるメカニズムを調べたところ、ヒスタミンはヒスタミン生産に関与する遺伝子を持つ細菌によってつくられること。その遺伝子は他の種類の細菌にも転移することがわかりました。

そこで、ヒスタミン生成遺伝子を持たない乳酸菌群を発酵スターターとし、発酵スターターの増殖を活発にすることでヒスタミン生成菌の増殖を抑制することを考案しました。

実際にヒスタミンが生成される製造工程において適切なスターターを添加すると、ヒスタミンの生成は非常に抑制されることがわかりました。

また、副原料としてショ糖を添加することにより、スターターの乳酸菌の活発な増殖を促し、その結果、ヒスタミン生産菌の活性が抑制されて、ヒスタミン生成の抑制効果が長時間維持することも明らかになりました。

更に水研センターでは、製品中に少量含まれるヒスタミンを天然由来のベントナイトに選択的に吸着させて除去する方法を開発しました。この技術については、実験プラントでの実証実験を終え、生産プラントでの適用試験を行っているところです。現在、特許出願中です。

以上の技術を組み合わせることによって、製品中のヒスタミン含量を確実に低減することが可能となりました。

次は重点領域3番目の水産業の健全な発展と安全・安心な水産物供給を支える基礎的・先導的な研究開発及びモニタリング等です。

この重点領域では、ア～オの中課題に取り組み、ロードマップに従い進行了ました。これら5つの中課題に含まれる小課題の数は、平成22年度で59課題ございました。

中課題ごとの 22 年度の評価はすべて A でございまして、また第 2 期、5 か年の評価といたしましてもすべて A ということとございました。このうち第 2 期における主要な成果として、イルカ型対象判別ソナーの開発の成果について御説明いたします。

イルカ型対象判別ソナーといたしますのは、イルカという形ではなくて、イルカの機能というものでございまして、水産資源を適切に管理するためには、まず魚種別の資源量を知ることが大切です。超音波を用いる魚群探知機は直接資源量を推定できる有効な手段ですが、これまでの魚群探知機では魚種の識別は非常に困難でした。また、魚種別の資源量を把握できれば、漁業の効率化にとっても有効です。

イルカのようにいろいろな周波数の音波を同時に出すことで、超高解像度を実現しました。従来型魚群探知機の解像度の 10 倍、約 5 cm 程度の分解能を持つ新型ソナーが開発でき、密なカタクチイワシの群れでも 1 尾ずつを分離して見ることができます。これが従来型で、これは新しいやり方で、一本一本が 1 匹ずつということになりました。

魚は浮き袋や骨やうろこなどいろいろな音の反射体を持っています。いろんな周波数の音を魚に対して角度を変えて与えたとき、その跳ね返り方に魚種による違いがあることを明らかにいたしました。

これがそうですが、マサバとマアジというのはパターンが違っているわけでございます。これらの情報を利用することで、自然海域に分布するアジとサバの区別がある程度可能となってまいりました。現在、この技術に関連する特許を 2 件申請中でございます。

次に 3 番目の行政との連携についてですが、我が国周辺水域資源調査推進委託事業と水産庁等の水産施策上の重要な多くの委託事業を実施しております。特に我が国周辺水域資源調査では、主要な水産資源の 52 種を 84 の系群に区分して資源の評価を行い、結果をホームページと印刷物により公表ということになっております。国際交渉への対応では、IWC や ICCAT など、各種国際会議の場でも我が国の主張を研究面から支援しており、基礎データの提供だけではなく、実際に研究者を会議の場に派遣しております。

成果の公表と普及の促進についてです。上の枠に示した 4 項目につきまして、これらの項目については下の枠、数値目標が一つひとつ定められております。これ以外の案件についてもすべて数値目標を達成しております。平成 22 年度、ホームページのアクセス数につきましては、目標の 15 万件を大きく上回る 34 万 9,000 件となりました。プレスリリースについては、数値目標はありませんが、5 年間で 257 件と積極的な成果の公表に努めました。

これから (1) ~ (4) まで個別に説明させていただきます。

まず国民との双方向コミュニケーションの確保については、各イベント等での積極的なセンターの説明やそれに関わるアンケートを実施いたしました。各種取材について、ワンストップサービスを図るため、取材報告のデータベース化により内容を共有いたしました。更にセンターが主催する各種推進会議等を通じ、地域や産業界等のニーズを的確に収集、把握し、それを研究開発に反映いたしました。

成果の利活用の促進につきましては、まず技術交流セミナーなどを5年間で21回開催し、業界や地域のニーズと最新の技術について解説しております。アグリビジネス創出フェアなどに出展し、センターの知財について発信し、企業化を進めました。

水研センター叢書を5年間で7冊、22年度にはここに示しております2冊を出版し、研究成果の普及に努めました。なお、これら成果の普及や知財の利活用の促進をより強化するため、20年度に社会連携推進本部を設置し、水産技術交流プラザを発足させました。

成果の公表と広報については、プレスリリースのほか、FRANEWS、瓦版などの広報誌、研究報告、更にはホームページ、メールマガジン等の多彩な情報発信により成果の速やかな普及に努めました。

また、地域の要請に応じた出前講義を実施したほか、中学生等の職業体験や高校生向けのサイエンスキャンプなどを実施し、青少年の育成活動にも努めました。

知的財産権の取得と利活用の促進については、研究成果等について左上に示すとおり5か年で国内76件、国際9件の出願を行い、一方で不要と判断した過去の特許を手放すなど、費用の削減を図っています。左下にまとめておりますけれども、平成22年度末の現在の保有数となっております。先ほど説明いたしました水産技術交流プラザの活動等により、これまで延べ164件の実施、許諾契約等につなげることができました。

そのうちの一例だけ述べておりますが、交流プラザの活動から生まれた実用技術で、アサリのミトコンドリアDNAを用いた産地判別を行う技術です。

専門分野を生かした他の社会貢献について。まず、専門的な知識や技術を生かした分析、鑑定を5年間で940件実施いたしました。更に講習会や研修会を5年間で300回開催いたしました。

各種講習会等への講師派遣を5年間で延べ1,393名行いました。また、国内外から1,300名以上を超える研修生を受け入れました。また、国際機関へ8名の職員を長期に派遣しました。更に水産学会等の諸活動にも積極的に協力しています。

各種委員会等への対応では、委員等へ就任、出席依頼に積極的に対応し、5年間で延べ2,230名の職員を派遣しました。5番目のイニシアティブの発揮では、ASFAというのは水産と海洋に関する国際的な抄録集ですけれども、水研センターが我が国のナショナルセンターを担い、協力機関と連携しつつデータ入力を行いました。また、全国8ブロックで研究開発推進会議等を開催し、地方公共団体、民間等との連携強化を図っております。

6番目のカルタヘナ法への対応についてですが、農林水産大臣の指示により検査等を実施することになってはいますが、これまで案件はございません。第2期の対応の1つとして遺伝子組換え魚介類検査室を新設、整備いたしました。

続きまして、Iの第3の予算、収支計画と資金計画ですが、内容については6月の分科会で承認いただいておりますので、決算書に示していない事項のみ説明させていただきます。契約事務の合理化、効率化については、随意契約見直しによる一般競争入札の拡大、センター内での事前審査及び事後点検の実施、契約監視委員会を設置し、契約後の審査等を行うことにより、契約の効率化と競争性、透

明性の確保を図っております。

続きまして、Ⅰの4、その他主務省令で定める業務運営に関する事項でございますけれども、6項目について御説明いたします。

まず、1の施設及び船舶整備に関する計画、施設整備です。施設につきましては、計画された案件すべて完工いたしました。船舶につきましては、「陽光丸」代船建造について計画どおり完工いたしました。23年1月より早速東シナ海での調査を開始しております。右の写真は中央水研の食品安全検査施設です。新規貝毒、ドウモイ酸や食中毒などに備え、消費者の安全確保のため、検査手法の開発を行っております。

次に、職員の人事に関する計画の中の(1)人員計画についてです。実員中で中期計画期間中の削減数は23名です。続いて、人員の確保についてです。ここに示しますように、各種の採用方法により、応募者と採用者に占める女性割合に乖離が生じないよう努めながら、優れた人材の確保に努めました。

4番目の情報の公開と保護についてですが、法律に基づく開示請求が18年度と21年度に計4回ございました。適切に情報の公開を行いました。

5番目の環境・安全管理の推進については、22年度はメンタルヘルスの外部相談窓口の設置を行いました。災害時の安否確認システムによって、3月の東日本大震災において当該地域の職員の安否の確認に役立っております。

実験動物を用いる実験はすべて実験動物規程に沿って適正に実施しました。

内部統制に関しましては、コンプライアンスについて、センターコンプライアンス委員会規則と基本方針を定め、本部と各業所に窓口等を設置して体制の強化を図りました。また、マニュアルを作成し、研究所ごとにおいて研修を行いました。

内部統制として、理事長が重要な情報を的確に把握し、ミッション等を役職員に周知徹底させるため、毎週行われる定例会議等において業務概要報告、懸案事項の協議等を行うとともに、組織全体としては経営企画会議等において運営方針等重要事項の審議、研究所等の運営に関する意見交換等を行っております。

続いて、Ⅱの特別な業績についてでございます。平成22年度は2件取り上げましたが、そのうち1件、東日本大震災のへの緊急対応について御説明いたします。

3月11日に発生いたしました東日本大震災により、被災地では、各種ライフラインが切断され、水産庁から救援物資の輸送について協力要請がありました。また、震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故についての対応として、各県からの要望があった場合の放射能の測定について、水産庁から協力要請がありました。

救援物資の輸送について、開発調査センター所属の船舶は、物資の輸送に当たるとともに、水産庁の取締船による輸送に際し、水研センター職員が物資の積み込み、陸揚げ等にも協力しました。

一方、放射能測定については、千葉県、神奈川県から依頼があり、3月23日より、水産物の放射

性セシウム測定を開始し、安全性の確認に協力しています。更に3月29日には、水産庁と共同で放射能勉強会等を開催し、水産物の放射能に対する理解の促進を図りました。

続きまして、第4の自己評価について御説明いたします。

平成22年度及び中期目標期間における主な業務実績のところ、1～4の項目についてはすべてA評価といたしました。

1～4に基づいて総合評価のランクを算出した結果、これもA評価となりました。また、以上の結果に加え、財務諸表の内容、計画以外の業績等を勘案し、また平成22年度及び第2期中期目標期間の総合評価をそれぞれA評価とさせていただきました。

以上でございます。

○小川分科会長 ただいまの御説明について、何か先生方から御意見、御質問がありましたらお願いします。

どうぞ。

○辻委員 この資料ではなくて、自宅の方に送ってきていただいた資料の方に、たしか連携について、どこの大学と連携して、その結果、大学側から研究員の方々に准教授であるとか教授とか、そういうものをいただいたという表があったと思います。

実は過去4年間に私は水産庁のビジネス連携ものの審査をお手伝いさせていただいていたのですが、産官学の連携というのは研究所あるいは大学が産業界に対して、研究ノウハウを提供し、直接即効性のあるものとして水産業を活性化するというための連携なのです。あるいは大学と研究所との連携ということもあるのですが、中身が産業界との関わりがどうであったのか。その結果としてどういう効果があったのかというのが見えない。それに対してしっかりとした基準を設けて評価しなければならいと思います。どうも研究者の方は卒業した母校と連携をやるのがてっとり速い、あるいは大学の方としても文部科学省から連携をしなければいけないというのがあって、双方であうんの呼吸でやっておられると思われる部分もあると思います。連携研究はそもそも研究のための研究ではなくて、産業界というものを加えて、それを成果として即効性のあるものにしなければいけない。企業や産業界を加えた連携の評価をきちんと厳格に行って、その結果、研究員の方たちが称号いただくということであればいいのですけれども、どうもそうではなくて、今度、連携をやらなければいけないからやろうではないか、とも見えます。あの書類を見ると、どうも研究所と大学の双方の自己満足的な感じを受けました。書かれている内容が多岐にわたり、また分量が多く、連携の中身がよくわからなかったということが、まず第1点としてございます。

2点目は、特許の方の問題ですけれども、インターネットあるいは論文等で公開されている、それが外国へオープンになりますね。それは外国の方が非常に利用してありがたいという声があるのですけれども、そのオープンの仕方によって研究の戦略、戦術というのがどうなのか。これは例えば中国の方ですと漢字がありますので、組織として専門機関があつてどんどん中国語に訳されて日本のものがわかる。あるいは英語に訳されてどんどんわかる。ところが、こちら側はそういう部署も中

国語の研究論文を訳して日本の研究者の方にこういうのをやっているよだということの提示や情報がない。一方通行だけである。そこへ戦略的な戦術的な知的財産の取り込み方というのがどういうふうになっているのか。ここが私は意見がありまして、そのこのところの評価はございませんけれども、お考えをお聞きしたい。この2点でございます。

○小川分科会長 どうぞ。

○松里水産総合研究センター理事長 私の方からお答えいたします。順番が違いますが、先に後で御質問の特許の問題ですが、これは非常に私たちも憂慮しておりまして、特許というのは日本では、世界的にもと言うんでしょうか、公開が原則でございまして、今、私たちはこんな特許を取ろうとしているよというところから始まるわけです。そうしますと、この間の新幹線の例を出すまでもなく、そういう特許の基本を理解しない国はまだたくさんある。それは不幸なことに東南アジアに非常に多いということがありまして、我々水産の世界では東南アジアというのは世界的にも強い水産国、水産のエリアでございまして、そのメンバーたちがなかなか特許について十分なじんではない。これはいろんなところが国際紛争になるぐらいですから、そういうこともございまして、今、辻委員の御指摘のとおりでして、特許を取ることが、今の場合は特に国際特許ですが、特許に申請した瞬間にまねをされる可能性があるわけです。ですから、日本の大企業も特許に出すか出さないかという、重要なキーテクノロジーに関しては戦略的に自分のところで隠しておくことを現在私企業はされていると聞いておりまして、私たちも知的財産に関する戦略は定めているんですけれども、その場合は公平の原則であるとか、公開の原則であるとか、そういう特許法に絡む原則に基づいて作らざるを得なかったために、結論的には早く特許を取りましょうということになるわけです。そのことは非常に相手を律することになる。そうすると、極端なことを言えば国益に反するのではないかということになるわけで、私たちとしてはそういうことも少し考えていかざるを得ないのではないかと。

だから、我々の重要なキーテクノロジーについては特許を取らずに、組織内で保っておいてはどうだろうかということもあります。1つ考えております。

もう一つ、実は、私たちの研究所のほとんどは、国の税金で行われているわけでございまして、これについては国内の産業振興はどうするんだということになるわけでございます。先ほどの御質問の前の方の御質問にも関係することですが、産官学の連携の中で私たちが持っているノウハウを実際本当は日本の企業の皆さんに使っていただきたい。そして、日本の産業を盛んにすることが私たちにとって最大の目的でございます。そのこの部分もなかなか難しくなっている。

といいますのは、ある程度の大きさの会社になりますと、全世界展開をしているわけでございまして、例えばちょうど土用の丑の日ですからあれですけども、ウナギの養殖技術、ウナギの加工技術というのは日本から全部行っているわけです。そういうこともありまして、産官学の共同連携強化の部分でいつも困るのは、そのこの部分がなかなかうまくいかない。したがって、産官学連携の中で、まず官と学、もしくは学との連携については先ほど御指摘もございましたように、連携協定を結んだり、共同研究、共同研究開発ということできたら多くの課題を立てまして一生懸命開発研究をやってお

りますけれども、問題は産との連携。これが残念ながら御指摘のとおり難しいわけございまして、と言いながらもいろいろ連携本部をつくったり、交流プラザをやったりしながら、ようやく先ほど御報告いたしました150~160件の案件をまとめて、少しずつ私たちの持っているノウハウを提供しながら産業をつなげていこうという努力はしておりますけれども、やや難しさがございまして、なかなかうまくいっておりません。これは現実でございます。

以上でございます。

○辻委員 そのこのところはもう少ししっかりルールづくりをやっていただいて、中小零細企業であれ、大手企業であっても、そこに照らし合わせて進めていただきたいと思います。

○松里水産総合研究センター理事長 ここに載せてはおりませんでした、遠慮なくいろんなことで大手企業の持っているある種の知識なり事業展開する力なり、そういうものも我々は利用させていただきたいと思って、いろいろな個別な案件を立てて、今さかんに少しずつやっているところございまして、まだこういうところで御発表できるほどの目立った成果というのはまだ余りたくさん得られておりませんが、積極的にやっていきたいと思っております。

○小川分科会長 一応、水産研究総合センターとしては、そういう戦略を考えていないわけではないということですね。何かそういうのが22年度の地域の報告とかの中でわかるように書いていただけるといいかなと思います。何か今の御質問に反映されるようなのを考えていただければと思います。

○松里水産総合研究センター理事長 先ほどのところで1例だけ隅っこにアサリのDNAを分析してアサリの産地判別の技術をつくった。これもそういうことに近いことは随分たくさん開発しているんですけれども、特許も取っております。

例えば小川先生御専門の魚病原体の判定技術などというのはできてしまっているんですけれども、それを実際現場に使わせようと思うと、原理的にはできているわけですが、それを商品として売るなどと言っても、幾つかの法律があったり、もともと水産というのは市場が小さいために、それをわざわざ事業を展開するという会社がないんです。これは随分長い間探しているんですけれども、そのたびにいろいろ話をしたりお願いしたりしているんですけれども、残念ながらない。ですから、結局売れ出されないし使われないということになってしまって、非常に残念な結果になっております。何とかしてとは思いますが、難しい部分はございます。

○小川分科会長 どうぞ。

○安元委員 アサリの産地偽装のミトコンドリアはすごい研究だと思ひまして、農産物についてはたくさん産地偽装を解析したり分析したりする試験所があります。お伺いしたいのですが、水産物に関してはそういう認定された試験所はあるのでしょうか。

○武井研究指導課長 農林水産省の独立行政法人で、例えば不当表示とかそういうものの取り締まりを専門にやっている機関がございまして、そこでは水産物も対象にしています。ただ、水産物でどこをどう調べたら産地偽装が見つかるかという技術的なところについては、水研センターが技術開発をしてやるということでございます。

ですから、アサリの手法も手法開発を水研センターがやり、それでもって例えば産地偽装を取り締まるとか、そういうところは別の独立行政法人が他の農産物と一緒にあって同じようにしてやるという仕組みになっています。

○安元委員 私が伺ったのは、野菜とか何かについては結構たくさん民間機関であるんです。水産についてはないのかという質問が1点です。それが産官学でない点の産業界へのあれにもなると思って伺いました。

○松里水産総合研究センター理事長 今回の御質問については、基本的に水産というもののマーケットは小さい。

○安元委員 小さいですね。10分の1ぐらい。

○松里水産総合研究センター理事長 ですから、今、武井課長が御説明のように、うちはもう一つの独法の農林水産消費安全技術センターとは前から一緒になって、あそこは立ち入り検査などの権限を持っているものですから、うちに共同研究者が2人ぐらいいつもおりまして、うちの者と一緒になって開発して、その技術を少しでも現場に早く使っていただくという。これは産ということとは独立行政法人ですから少し違うかもしれないけれども、それが一番私たちにとって早い方法なものですから、現在もなおこの独法とは非常に仲よく技術提携をしながら、一日も早く現場に使っていただけるようにという技術開発をしているつもりですが、残念ながら純粋な民間でそういうことをやっている、やりたいというところが非常に少ない。

ですから、先ほどお示したアサリのDNAの云々というのは非常に珍しい例で、我々としても非常に喜んでいる例の1つでございます。

○安元委員 もう一点、10ページに遺伝子組換え魚介類検査室を新設とありましたが、遺伝子組換えの魚介類というのは、ニュースには農産物とか何かのように出てきませんけれども、実際にあるのでしょうか。

○松里水産総合研究センター理事長 実は専門的には、今、水産庁の参事官をされている中山さんが御専門なんですけれども、私の方からお答えいたします。カルタヘナ法で定められたいろんなことの中に、生物の遺伝的に多様性に基づいたということなんですけれども、実は今まで何度か観賞魚が主なんですけれども、実際やってそれをいろんな調査し廃棄してもらったとかという例は何回かございますし、ニュースですけれども、まだ現物が日本に上陸したということは聞いておりませんが、ニュースではいろんな遺伝子組換えによって成長の早い養殖魚をつくったということが流れるものですから、それはそういうことに対して対応するように準備して、検査室もつくって、あれは結構面倒なもので、どこでも実験できるわけではないものですから、そういう体制だけは整えておりますが、先ほどの報告では実績がないのを悲しそうに報告したかもしれませんが、私は喜ぶべきことだったと思います。幸いにして大臣命令による立ち入り調査という事例はなかったという報告でございますが、いつあるかはわかりません。

○安元委員 研究していないということですか。養殖魚自体をではなくて、遺伝子組換えの魚自体を

研究しているのかなというのも一瞬思ったものですから質問させていただきました。米とか何かは日本の大学で結構遺伝子組み換えをやっていますから、そういう点でも質問させていただきました。

○松里水産総合研究センター理事長 研究自体は増養殖研で遺伝子組換えの実験等は行っておりますけれども、これは嚴重に隔離された中でやっているわけです。先ほど申し上げたのはカルタヘナ法に基づく検査体制の話でございました。それについては幸いにしてなかったということです。でも、いつあるかわかりませんので、その準備を絶えずしておかなければいけない。

○安元委員 わかりました。以上です。

○小川分科会長 ほかに何かございますか。

どうぞ。

○上田専門委員 2点あるのですけれども、説明されなかった配られた資料の方で、一番最後のページの水産総合研究センターの配置と役割で、これにはまださけ・ますセンターというのが残っているのですけれども、これが配られた資料の2ページ目では、北海道区水産研究所に統合されてということになっていると思うのです。

後の質問とも関連するのですけれども、岩手、宮城のさけ・ますの孵化場が大打撃を受けて、それに対して水産庁が既に回復できる場所は手当てをされていると思うんですが、これから多分4年後には必ずさけの回帰が減っていくと思いますし、そういうことに関してさけ・ますセンターが北海道水産研究所に統合されて、北海道は勿論ですけれども、本州の太平洋側だけではなくて日本海側という広い範囲のさけ・ますに対して北海道区水産研究所の一部門になったさけ・ます何とか部というのができたと思うのですが、これからどういうふうな対応をされていこうというお考えになっているのかというのが1点。

2点目が配られた資料の12ページで、東日本大震災の緊急対応として、非常に即効的なことをされていると思うのですけれども、特にお聞きしたいのが、放射性の物質の緊急調査を行われていて、多分今セシウムが非常に問題になっているのですけれども、水産物にとってはストロンチウム90というのが骨に蓄積されていって、それが半減期が28.1年とかということで、それこそノルウェーと共同研究をされていると思うのですけれども、チェルノブイリのときにノルウェーの研究所がチェルノブイリの特に内水面のセシウムに対して非常に長期的なモニタリングをされているんです。それで今後どういうふうにできるかというのを話し合っているところなんですけれども、そこでもストロンチウムが骨に蓄積されて、それが例えば稚魚の奇形率にどういうふうな影響が出てくるかというのは我々しなかったから日本で是非やってくれとかという要請があるのですが、それに対してどういうふうなお考えで、それこそ半減期が30年ですから、30年間のモニタリング体制というのをきちんと引いていかなければいけないと思うんですが、それに対して何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○松里水産総合研究センター理事長 組織の点につきましては、お配りした資料は一応23年の終わりのとき、23年3月31日現在ということになっておりますので、そこにはさけ・ますセンターはご

ございました。4月1日以降、先ほど少し御紹介しましたが、あれは余分なことですけれども、4月以降ですので第3期に入ります。しかしながら、第3期の頭にああいうふうに組織を変えたということで御紹介したのですが、第2期にはさけ・ますセンターはございました。

今、さけ・ますセンターが北海道区と統合いたしまして、さけ・ます資源管理部という形になっているということなのですが、実はこの席でそういうことを申し上げるのは妥当かどうかわかりませんが、さけ・ますと栽培センターについて非常にいろんなところから、政独委その他からいろいろ御指摘をいただいているわけでもございまして、逆になぜ一緒にやらないのか、どこかということもありまして、ある意味では伝統あるさけ・ますの研究調査、技術開発活動を率直に言わせていただいて守るために組織の中にきちんとおいて予防して、もともと統合されたときからそうすべきだったかもしれませんが、そうしてやっていこうということで、さけ・ますについても北海道水研と統合して1つの組織といたしました。

その後、3月11日にああいう大震災が起きまして、その後の行動を見ますと、さけ・ますのグループというのは日本全体に対して対応している。これは絶対的なものがございまして、水産庁からの要請によって被害状況、更には早急に直ちにやるべきこと、やや中期的にやるべきこととかという全被災孵化場に入りましてチームをつくってやりましたし、その後続けて、また県からの強い要請、水産庁の要請もございまして、さけ・ますの施設の復興のためには井戸水が大切でございまして、井戸水に変化がないかどうか、水質、水量、そういう調査も一緒にやっているところでございまして、そういう意味では、さけ・ますセンターというのは本当に文字どおり日本のセンターなんだというのは、逆に言えば組織内で再認識したこともございます。まだまだ災害復旧についてちょうど今取り組んでいる最中ですので、今の組織でしばらくはいきますけれども、考えてみますとそういう活動を彼らは一生懸命している。また実力もあると自分たちでは自負しております。

放射能につきましては、私たち中央水産研究所に放射能グループを持っておりまして、かつては東海区水研の時代は放射能部を持っておりまして、それ以来、伝統的に水産の放射能関係は我が水産総合研究センターが連続して継続して研究調査をやっております。これにつきましてはもうほとんど水産庁と御相談の上で、いろんな関係がございまして、例えば食べ物の放射能については県と厚労省のコンビの責任で行うことに現在の法律ではなっているわけです。そういうこともありますし、環境放射能につきましては、昔は科技庁、今は文科省ですか、そこが責任を持ってやることになっているということがございますので、私たちは水産庁と協議して水産庁の御指示の下に、かといって水産で放射能の研究ができるのは唯一の機関と思っておりますので、一生懸命やっているところでございます。実際は夜も昼もなく本当にものすごい忙しい思いをして必死になって分析しております。それがまず現状でございまして、お陰様でいろんな手当でもしていただいていますし、だんだん充実してまいりました。

ストロンチウムの件につきましては、私自身は専門ではございませんけれども、今回のストロンチウムというのはチェルノブイリと違って放出量、出た量というのは比較的少ないと専門家からは報告

を受けておりますけれども、それについてノルウェーが長い間モニタリングを続け、かつその影響調査もやったことは承知しております。ノルウェーだけではございませんが、スイスも随分一生懸命やっておりますし、ほかの国も一生懸命やっていた、ヨーロッパも各国がやっていたというのがございまして、いずれ私たちもそういうところでいろいろ共同研究もやっていることですから、情報を得ながら的確に対応していきたいと思っております。

○小川分科会長 何かほかに御意見、御質問がありましたらお願いします。

どうぞ。

○佐藤委員 済みません。電車が遅れまして、遅れて参りまして申し訳ありません。

今の放射能のことで質問です。復興に向けて皆さんすごく一生懸命やっていて、港がどんどん開き、魚が水揚げされていますが、一番の復興は魚を安心して食べられることです。でも、安全かどうかということを、大方はとても心配に思っているのではないのでしょうか。私たちは市民団体の仲間や会員の皆さんと集まってよく話をするのですが、一番安心できるのは何かというと、いろんな省庁がある中でも水産庁が「水産庁の傘下で調べました、安全です」と言ってくれるのが一番安心ではないかという意見がたくさん出てきます。

一方、水産庁の方に伺うと、水産庁の組織あるいは中央水研で毎日大変な作業をし、調べているのだけれども、機械の数が少ないために、今回調べなければいけない魚の数に全然追いつかないということを知りました。

今はカツオの時期でこれからサンマの時期になります。復興していこうとする三陸の浜は「サンマで何とか復活したい」といっています。私も、サンマは北から下りてくるから大丈夫だろうと思っていたのですが、最近、小さい稚魚のうちには三陸あたりにいて、それから北へ上がっていくと聞き、少し心配になってきました。みんなが安心して食べられるためには、しっかり調査がされて数値的に大丈夫だよと言ってくれることが一番の安心材料ではないのでしょうか。ここで質問なんですけれども、水産総合研究センターは国民とのコミュニケーションやPRを水産庁と連携して行っていることですが、もう一步、水研センターが前に出て、こうなっていますというようなことをおっしゃることもあっていいのではないのでしょうか。今日伺って、これだけの成果があるのだったら、もっとそれをお話しされたらいいのではないかなと思うのです。それはいかがでしょうか。できないのでしょうか。

○松里水産総合研究センター理事長 私にでしたらお答えいたしますけれども、今のお話ですと、私たちはいろんなことをやっています、それを勿論、水産庁と協議しながら、もしくは水産庁の要請に対してというのが基本でございますから、それを外す気は毛頭ございません。

○佐藤委員 要請があった時点ですか。

○松里水産総合研究センター理事長 放射能汚染の問題は、単に一研究所が何かすればいいということにならないんです。国の全組織を挙げてやらなければならないことなんです。ですから、そういう意味で言えば官庁の責任は大きいわけですから、行政府と協力しながらやるのは当然のことでございます。

まして、それは基本的にはそういうことをございますけれども、今のお話の中で、いろんなことを知っていないわけではなくて、既にそういうことは水産庁の行政の判断のために我々も一生懸命協力しているつもりで、例えば漁期前の調査とかです。漁期前というのは、日本ではそれが売られていないわけです。サンマは今、獲れているわけではないんです。前からずっと遠くの方にサンマがおりまして、それが徐々に日本の沿岸に近づいてきて、そこで生鮮サンマというのを獲り始める。その同じ群れをまだ日本の漁船が獲っていない時期からずっと漁期前調査というのをやっておりますし、カツオも南の方からだんだん日本の沿岸に近づいてくるわけです。近づいてきて気仙沼の沖ぐらいいに来るわけですが、その前に調査をさせていただいています。ですから、それは水産庁の指示によって既にやっている。

ただ、そういうのもちゃんと公表はしているけれども、だから大丈夫だということで、そしてまた次々と群れが来るわけで、それをいろいろ調べているわけです。そういうものとか、大きな大量に獲れるものについては漁期前調査というのを中心にまずやって、漁期中も行政の決めたように1週間に1回何なりというのをきちんと一応チェックしている。そういう体制で水産物を安全に供給できているわけです。その部分の中で我々は船を出したり、調査、実際に捕まえたり、それを分析したり、そういうことをやっているわけです。

ある意味で我々研究者が前に出てとおっしゃるけれども、本当にそれ以上出てどこに行くのか知りませんが、私はあれで十分一生懸命やっている。それがすべてその情報は水産庁に行っていて、水産庁の行政の判断というものにそれが有効に使われていることだと思っておりますし、そのことについては当たり前のことかもしれませんが、実は全独法の中で珍しい例なんでしょうけれども、水産庁と水産総合研究センターというのはそういうコミュニケーションは非常にいい。ほかのところではあり得ないくらい、私自身はそれは誇りに思っております。これは先ほど報告の中にございましたが、国際会議とかああいうところに行きますと、日本対外国なわけでしょう。そうすると、日本のデレゲーション、私たちを含めた行政から行った人間は一体になって闘わないと本当に全部負けるわけです。

ですから、そういう長い伝統があるわけです。100年ぐらいの伝統。その中でやっていて、こういう異常事態のときも、そこはきちんと水産庁とタッグを組みながらやっているつもりですから、安心して水産物を召し上がっていただければと思います。

もし、我々研究機関が何かいろんな研究調査の過程で危険な兆候が見出されたら、直ちに水産庁に言うし、即刻水産庁は直ちに何かの手段を取ってくださるでしょう。取らなければ、内部的にかなりうるさくぎゃあぎゃああと危険ではないかと我々の性格から言うだろうし、その辺では全く私たちは疑問に思ったことは一度もございませんから、水産庁とタッグを組んできちんとやっていく。これは我々の仕事であると思っておりますので、これ以上のことは武井課長からどうぞ。

○武井研究指導課長 私から御説明させていただきます。

まず、今の日本の仕組みで、食べ物の安全性というのは厚生労働省の指導の下、各県の衛生部局が

やるということでございまして、例えば野菜にしても牛にしても、すべからくあれは県が検査しています。それがまず水産物においても基本でございます。ただし、水産物は極めて厄介な特性がございます。つまり、動き回るわけです。

例えばカツオの例を考えていただければわかると思いますが、カツオは4～5月ごろは伊豆七島の周辺に漁場ができていましたが、今、だんだん漁場が北に上がっておりまして、一部は福島県のはるか沖合なんですけれども、福島県の沖合にカツオの漁場ができています。かつ、それを獲る漁業というのは県知事が許可する漁業もございまして、大臣が許可する漁業もあって、例えば福島県沖のカツオを獲っている県、三重県の漁業者あるいはもっと極端な例を言いますと、宮崎県の漁業者が福島県沖でカツオを獲っている。その漁業者への許可は大臣が行っている。極めて複雑な状況でございます。

特にそういう回遊性のある魚種については、各県にお願いということではうまくいかないわけでございます。実際にどういうふうに行っているかということ、まず伊豆に漁場ができていますから試験的に魚を獲ってもらって、獲ってもらったカツオを水産総合研究センターに送って検査いたしました。それで規制値以下であるということを確認して漁業を開始してくださいということでやっています。伊豆からだんだん福島県沖に、多分7月に入ってからぐらいですが、福島県のはるか沖合でカツオの漁場ができました。そのときも大臣許可の船にまず試験的に獲ってもらって、獲ってもらったカツオを水産総合研究センターで分析いたしました。規制値以下ということを確認して、それではもう本格的に漁業をやってくださいという形で、特に回遊性魚種については各県に任せるわけにはいかないで、そこは水産庁と水研センター、漁業者がタッグを組んで、そこは安全なものだけを流通させるような仕組みをやっております。

その結果の公表についてはそういう形でチームでやっていますので、水研センターが個別ばらばらにやるというよりは、水産庁のホームページ上で公表しております。水産庁のホームページでPRが足りないというところはあるのかもしれませんが、こういった各分析機関が行った水産物の検査結果については、ほぼリアルタイムで全部オープンにしてやっておりまして、できるだけ消費者の方にはちゃんとこういう形で安全性を確保していますよということアピールしてやっているつもりでございます。

○小川分科会長 放射能については確かに関心の高いところなんですけれども、この場でというよりは来年度以降の業務のことになると思いますので、水研センターと水産庁が連携して国民に素早く適切に的確に情報を公開してほしいという要望があったということぐらいで対応していただければと思います。

○佐藤委員 あと1つだけうかがいます。今のお話だと、沿岸域で獲れる魚は県の責任で、回遊している魚は水産庁の調査だということですが、そのこと自体を普通の消費者は知らないと思います。これだけたくさん魚が出回っている日本で魚のことをすべて書くのは大変だとは思いますが、「水産庁で調べているのは何と何ですよ、ほかのものは各県の発表で皆さん安全性を確認して食べてください」というふうに、仕組みの違いも併せて教えていただけるとありがたいです。私は、みんながたくさん

魚を食べた方が三陸復興になっていくと思っています。それなのに、みんなの心配を減らす情報があるのに伝わっていないのであればそれは残念なことだ、と思ったものですからお尋ね申しあげました。

以上です。

○小川分科会長 ほかに何か御意見、御質問。

窪川専門委員、どうぞ。

○窪川専門委員 この御発表の中にも読ませていただきましたけれども、質問とコメントです。3ページの連携大学院等なんですけれども、連携が強化されるということは非常によいことだと思いますし、5年間の間で随分増えたと思います。ただ、内容的に重要で、共同研究あるいは大学院生と一緒にやるということで、水研センターの研究内容に則った大学院生の受け入れあるいは指導教員との連携ということ強化していただきたい。先ほど辻委員からも連携のことでお話がありましたけれども、そういった、目的ということでできればよいのではないかと思います。

パワーポイントの発表はすごくよくわかりやすく、これも5年間の広報に対する成果。資源管理のところではB評価というのはここだけになるんです。これはいろんな事情があると思うのですが、1つの事情としては、資源管理の調査というのは非常に長期間にわたるものであり地味なので、なかなかぱっとした派手な調査、成果あるいは短時間で出るわかりやすい成果ということに結び付いていないためにB評価となっている可能性もあるのかなと思うんです。なので、もしそれがいわゆる自己評価あるいは評価の際の書き方によって、それがどういう位置づけでどのような成果が出たということがきちんと書かれればBではない評価になる可能性もあるのではないかと推察しますので、その辺のところは今後考えていただければいいのではないかと思います。

○松里水産総合研究センター理事長 私の方から。大学との連携につきましては、いろんな形での連携がございまして、一番ポピュラーなのが共同研究でございます。これはあるときからだんだんそうなってきたわけなんですけれども、すべて共同研究契約ということで記録に残そうと、それまでは先ほど辻委員がおっしゃったように、出身校の人たちがとちらとおっしゃったような気がしますが、そういうのもあったと思います。だけれども、あるところからうちの研究者が何かやろうとしたときはすべて共同研究契約を結ぶことになっております。1年限りでございます。1年ごとに更新。その1年間の結果を出すようにという報告書を書かせています。

ですから、まず大学との連携で一番多いのは共同研究契約でございます。勿論、1つのプロジェクトを共同提案してという話、初めからやるわけですからそれは当然ですけれども、そうではなくて共同研究というものも非常にあります。

次に多いのは、連携大学院制度というのがございまして、その中でうちから大学院の先生というんですか、連携大学院の教師を送り込んでいる量も非常に多いわけでございます。たくさんの方が行っております。それは私たちもある意味で現場で研究している人間が大学でそういうチャンスがあれば学生さんたちにそういうものを教える、もしくは伝えることも大切な仕事だと思って、私自身は仕事に支障がない限りやってもいいということで言ったものですから随分たくさんの方が行っております。

大学の側から私たちに何があるかということなんですけれども、うちから委員を出した数は先ほど明らかにしましたが、では自分のところで委員会を組織して何か検討した件数というのは余り書いていないわけですが、これは何か問題が起きるたびに学識経験者の方に来ていただいて内部の会議をやっております。そういうときにも先生たちはすぐお願いして集まっていただいて、そのときの知識をお借りしたり、いろんなことでお手伝いいただいて、これも立派な連携だろうと思っております。これは記録にきちんと残さないというのは問題かもしれませんが、そういうお付き合いもしていただいている。

連携大学院に関連いたしますが、少し違うかなと思うんですけれども、学生さんの経験ということから始まったことですが、インターンシップというのもありまして、それも是非実際の研究所というところはどういうふうに動いているか、何をやっているか知りたいという若い人たちの要求があると聞いておりますので大いに結構なことではないかと。将来、私たちの職場をみたいなの研究者になっていくときに役に立てばいいのではないかとということもございまして、インターンシップみたいなものも大いに取り入れていますけれども、それも連携の中に入っていくのだろうということもございまして。

ですから、いろんなことをしているわけで、大学と水研という以上に同じように研究開発をしている、先生たちには怒られるかもしれませんが、仲間としてできるだけ便宜は図って一緒になって学問に取り組んでいるというのが実態でございます。

B評価のことにつきましては、確かに資源系の課題に多いわけですが、これはフィールド調査と、しかもフィールド調査と言っても車で行って何か測ってくるというようなフィールドではなくて、船を使ったり、それが非常に難しいわけでございます。

例えば今日も台風が来ておりますけれども、こういうときは欠測してしまったり、ちょうどそのときに船もどこか報告書に書いておりますが、結構燃料の高騰等でぎりぎりいっぱい運行しているものですから、1回せっかく行こうと思ってこういう台風が来たら行けなくなってしまう。彼らは次にまたデータを取りに行こう、調査しようといっても、そう簡単ではないわけです。うちの直轄船については昨年12月にほとんど調査計画は定まっております、それに基づいているいろいろなものが計算されております。それを水産庁に出して、こういう計画でいきますというようなことを申し上げてやっているのです、だから、そういう分野の人たちは、そういうときには調査がなかなか難しいんだらうと思うんです。

ですから、今、先生のおっしゃっていただいたように、書き方によってはB評価でなくてもいいのではないかとことを言うていただくのはうれしいんですけれども、そこはその分野のプロとして、一発勝負ではなくて、幾つかのデータをきちんと手に入れる工夫をしながら組み立てていってほしいと、何とか丸の第何次調査ができなくなったから私は今年1年遊んでいますというのは給料を払うべきではないだろうし、そういうこともありますので、そこはプロですから、研究者のプロとしていろんな手段を取りながら研究を進めていくということを言っているところでございまして。資源系のビジネス。

○石塚水産総合研究センター理事 補足させてください。

資源系の場合、今、理事長から説明させていただいたように、例えば卵を産む時期の調査というのがあって、そこを外してしまつたら、幾ら船があつても1年間もう調査ができないんです。そういうことで、残念ながら今年はできなかった、思ったほどデータが集められなかったということはありません。

ただ、我々の計画は単年度でおしまいということはありません。5年間ぐらいの形でその中で何とか成果を得ようとしているもので、単年度だけを見ると、残念ながら調査計画が計画どおりに実行できなかったということでBと、厳しい評価を自ら付けてしまうことはあります。

でも、中期計画程度のその年限の間では、今までは何とか目標に達するような処理をしてきたつもりでございます。単年度の中では、そのぐらい厳しい評価が出てもいいかなと個人的には思っています。

○窪川専門委員 よくわかりました。私も生き物を扱っていますので、非常によくわかります。

簡単にいいですか。それぞれの成果の一例を見せていただいているんですけれども、資源調査とか大型クラゲの予測あるいはソナー、これは実際に応用されて、もう稼働しているのでしょうか。

○松里水産総合研究センター理事長 ソナーの方は今、申請中ですが、クラゲの方は新聞等でごらんになることはあると思いますけれども、クラゲが今年はどうも来そうだとおきに、いつごろ来るか、どこに来るかというのが非常に次の関心事であり、そういう予測を実際やっております、それは新聞等で報道されております。水産関係者には別途水産庁等に御報告しながら、情報を提供しております。

なぜクラゲのあの程度のことを特筆して先生たちに御紹介したかということ、あれはそう簡単ではなかったということです。中国とか韓国と共同研究すること自体が非常に難しいわけでございます。その中で先ほど外国等の連携みたいなことで申し上げたように、日中韓の国立研究所の所長、理事長、代表者、機関長会議と言いますが、そういう中で毎年顔を合わせていろいろな話をする中で、韓国からこういうことを手伝ってもらったらうれしいなということをおっしゃれば、我々でできることはやってみようということ、そういうふうには研究機関としては少しずつ仲良くしつつあるから、幸いこれは研究ですからということで、中国、韓国も協力していただいた。

だから、発生域の中国の沿岸から、少しずつ大きくなっていく韓国の沿岸、更には対馬海峡、そういうところからの情報が入るから予測もできるようになったということをお紹介したかったから、ああいうふうには発表させていただきました。

そういうことですので、少しずつそういうのは現実問題使っているわけです。使って、漁業者たちもそれは非常に重要な情報として扱っていらっしゃいます。

○窪川専門委員 わかりました。現実にはこれは成果であつてソナー以外は、もう世の中で使われているということですね。

ありがとうございました。

○小川分科会長 では、山尾専門委員。

○山尾専門委員 簡単なんですけど、2 ページのスライド番号、職員の資質向上及び人材育成の件です。この中に学位取得者が第2期には39名、第1期と比べて、大幅に増加しているという御報告がありました。

これはいいことではあると思うんですが、センターとして学位の取得の環境整備をするということは、センターとしてこの部分に相当コストを事実上は支払っていくわけですね。学位というのは個人に帰属するものですから、その成果が緊急業務、ないし将来のセンターの業務全般に対して、どの程度効果を発揮したもののなのか。その点をどういうふうに評価されておられるのでしょうか。

○松里水産総合研究センター理事長 今のお話ですけれども、研究開発職と言いましても、実は水産総合研究センターは3つの法人と統合して現在、あるわけでございます。最初のスタートである国立研究所の研究職、今は研究開発職と全体で呼んでおりますけれども、研究職に関しましては学位取得率は非常に高いわけでございます。それから、最近の新しく入って来られる方は、ほとんど90%以上学位を持っていらっしゃいます。

そういう意味では、今更学位の取得を奨励する必要はないのではないかという御意見もあるのは知っておりますけれども、ただ、同時にあと3つの組織と統合いたしました。残り3つの組織、つまり昔の名前で言えば、海洋水産資源開発センター、栽培漁業センター、さけ・ます資源管理センター。この3つにつきましては、必ずしも学位取得率は高くございません。

しかしながら、統合するときに、研究開発職として一緒に研究開発をしますということで一緒になったものですから、むしろ今、盛んに学位を取るように勧めているのは、特に栽培の人数が多いわけでございますけれども、その栽培の方たちに奨励していることになります。

それはどういう効果があるかということですが、当然学位そのものの効能というのは、その方が学位を持つことによって、学問の発展に寄与することと後輩を指導することと学位記には書いてあります。ですから、学問を更に進めるという努力をすることと、更には後輩というか、同じ学問の後輩たちを育てる、助けること。これが学位の基本でございますので、その点では我々組織としても1人でも学位の取得者が増えることが本人のインセンティブは勿論ですけれども、組織にとってもプラスであると判断しております。

費用の問題ですけれども、実は金銭的な援助はしておりません。している組織もあると聞いておりますが、水研センターは金銭的にはしておりません。ただ、先ほど御紹介いたしましたように、休暇の取得であるとか、そういういろいろなことで職務専念義務を免除している。これは人件費ではないかと言われそうなんですけれども、そのように本人のやる気があるなら、そういうことで多少便宜を図っているということでございます。大学等にもお世話になりながら、たくさんいるということでございます。

○小川分科会長 何かほかにもございますか。

私、1点だけ。1 ページの右下のスライドで説明されなかったと思うんですけれども、主な実績の

中でコスト分析がありますが、これは要するに、いろいろなところからお金をいただいでいて、それで運営するときに、具体的には個々の研究者とか個々の研究プロジェクトにどうお金が使われているかとか、そういうことを評価しているということですか。

○松里水産総合研究センター理事長 実は今回、補足しませんでしたけれども、昨年の評価会議では出させていただいたと思いますが、大学でもございますけれども、1編の論文をつくるのに費用はどのくらいかかるかというコスト計算の仕方がございます。それをやってみたんですけれども、どうもうまくいかない部分があるということであれから困っているわけです。

と言いますのは、例えば先ほど申し上げた水産庁からの委託事業等、これはあれだけの膨大な系群に対する資源のレベル、資源の水準をABCと呼んでいますけれども、生物学的な資源レベルを明らかにするのを主な仕事として、委託を受けてやっているわけでございます。

だから、そういうことで、その中で論文を書くことは可能とは思いますが、実際たくさん論文が書かれているけれども、そもそも資源レベルを明らかにすることに全力を挙げて、委託を受けて受託しているわけですから、33億という金額をそのままベースにして計算すると、異常に高い論文になってしまう。コストが余りにも高過ぎる。ただ、なぜならばそれは全部を研究につぎ込んでいるわけではない。調査研究と言いますが、調査にはつぎ込んでいるが、全部が全部研究につぎ込まれたものかどうか、なかなか難しい。

それから、国資というのがございます。国際漁業資源、これも同じことでもございまして、これもそれを組み込んでしまうと、ものすごく高い論文になってしまいます。しかしながら、もともと国際漁業資源の調査とか解析というものでは論文になりにくい部分がございますし、ですから、そこをどう考えるかということ。

経常的な研究費。つまり、私たちは経常経費みたいなところで計算すればいいのかなと思ったりしているんですけれども、それもまた難しい。大学と全然お金の使い方が違うものですから、何をベースにするかということで随分数字が変わってしまうということがあって、コスト分析もやっているんですけれども、なかなか比較ができません。そこが難しく、他の独法のいろいろな情報を集めながら、将来もう少し検討していきたいとは思っています。やっていることはやっているんです。昨年も確か御紹介したかもしれません。

○石塚水産総合研究センター理事 補足させていただきます。

我々の場合は例えば船を運航します。船の運航費は研究費なのか。仮に入れたとすると、ものすごくお金になってしまう。そういうコストというか経費の部分を計上すると、他の分野、他の農業分野であるとか同じ水産分野でもお金がものすごくかかるところと、かからないところとありまして、そこを公平に評価はできなくなってしまいますね。

うかつに数字だけが出ていくと困ってしまうので、表には出さないで、内部的に少しでもコストを安くする方法を考えるための資料にさせていただいているというのが現状です。

○松里水産総合研究センター理事長 5年間のとりまとめと今年の資料を一応作ってみました。今、

石塚理事からの説明にもありましたように、値をどう取るかによって極端に違う数字がございまして、例えば査読論文1本当当たりの経費として、100万円単位ですから、8億円というけったいなものがあり得るかどうか知りませんが、それは調査報告は書いていないかという、書いているわけです。そういう極端なこともあったり、どうも大学の先生たちが考えられたコスト計算の仕方は、ベースが随分違うのではないかと。

行政的な対応をしている研究独法としてみれば、なるべく大学も含めた研究開発機関と共通の土俵で分析して評価するのが正しいのかと思うんですけども、そこら辺が本当に困っているところがございます。

○小川分科会長 いろいろな研究でものすごくお金がかかる、論文をなかなか書けないけれども、書くときにものすごくお金がかかるというのは、十分に皆さんは承知していると思いますが、それと適切に使われているかは別の問題ですから、そういうのがわかるような説明をしていただければ、ものすごくお金がかかっているけれどもそれはそれで納得すると思います。

○石塚水産総合研究センター理事 あと我々が求めていることが、いわゆる査読論文ではないことが多いんです。査読論文というのは途中経過であって、我々が求められているのは例えば正確な資源評価であるとか報告書である場合もあるんです。そういうものを、どう扱うか、なかなか難しいところもあるなどは思っております。

今、おっしゃられたように、いかに無駄遣いを省くかという観点でいろいろな数字を今後検討していきたいと思っております。

○小川分科会長 それは論文に書くということだけではなくて、論文ならいろいろな調査報告とかはあると思うので、要するに、そういう活動の中でちゃんと適切にお金が使われているかということがわかれば、それはそれでいいんですけども、それがわからなかったものだから。

○松里水産総合研究センター理事長 外からというか、先生たちから見ると、確かに随分お金を使っている割にはと思われるけれども、論文とか報告書とかはどんなときでも出さざるを得ない、厳しい条件の中でやらざるを得ないというのはあって、研究者の実感から言えば、研究費が足りないというのが多いんです。

年々減っているのではないかとという理事長に対する批判はありまして、私たちもそこら辺は、今、小川分科会長がおっしゃるように、こういうふうに使っているよということをもっと明確にして、そして、その中身はこうなんだと。例えば船舶を利用しなくてはいけないときは、途端にけたがぼんと上がってしまう。船舶で調査したからといって、報告書はつくれるかもしれませんが、それが即論文になるわけではない。そういうことで査読の付く論文というもので比較すると文科省系は言ってもらえるものですから、こういうことをやってみたけれども、どうも実態から離れていってしまう。

これから少し研究させていただきたいと思っております。特に第3期にそういう研究をしてみたいと思っております。

○小川分科会長 よろしく申し上げます。

ほかに何かございますか。大分時間がかかってしまいましたけれども、それでは、ほかにもし御質問、御意見がなければ次に進みまして、同じ 22 年度の業務実績と自己評価の概要、第 2 期中期目標期間、業務実績及び自己評価の概要について、水産大学校より御説明をお願いします。

○鷺尾水産大学校理事長 水産大学校理事長の鷺尾です。よろしくお願ひいたします。

では、座って説明をさせていただきます。

前のスライドと同じものを配付させていただいております。横組みになっておりますが、ご覧いただきたいと思ひます。

平成 22 年度及び第 2 期中期目標期間における業務実績の概要ということで、お話しさせていただきますが、話に先立ちまして、先般の東日本大震災で在學生、新入生並びに教職員には直接の被害はなかったということをも、触れておきたいと思ひます。ただし、在學生の中には親を失った者、あるいは実家が被災した者が数名いたということを確認しておきたいと思ひます。

では、中身に入っていきます。

水産大学校の業務計画・評価項目ということで、このスライドと次のスライドの 2 枚にわたりまして、先ほどお話にもありましたけれども、ウェートづけした項目を挙げております。

これが後半の 3、4 です。なお、このたびは総合評価におけるその他の検討事項ということで、S 評価の有無、財務諸表、業務運営の効率化への取組み状況などについても検討させていただいておりますし、災害対策と緊急的業務への対応状況につきまして、最後に触れさせていただきたいと思っております。

まず、業務運営の効率化に関する事項です。

業務運営の改善と業務実績評価の反映という点では、まず、監査役を設置し、内部統制ということが近年よく言われておりますので、その強化を図りました。本校は 5 学科ありまして、各 3 講座あったものを各 2 講座に削減して教育体制の整備を図っております。

また、それ以前からも認定を受けておったわけですが、平成 20 年度に大学評価・学位授与機構によって、本科及び水産研究科の再審査がありました。また、JABEE という技術士養成の課程における審査もありまして、いずれも認定を受けているところであります。

実績評価に関しましては、外部評価委員会を設けて、外部の者を加えた評価を行って、業務に反映させておりますし、平成 20 年度にウェートの見直しを図って、今の形にしておるところであります。

また、昨年 22 年度には事業仕分けの対象となりまして、2 期期間中の実績を基に本校の役割及び機能は存続の意義が認められたと認識しております。

我が校の内部統制の体制について整理させていただきますが、理事長、理事とありまして、運営会議を業務運営の中心に置いておりまして、校長の下に教育・研究の体制をとりまして、それを支援する組織があります。

それらが本来業務を動かしているわけですが、それらを運営していく上でのリスクの洗い出

し評価、PDCA を回すような形でそれぞれ自立的に進行しているわけですが、ここに監査役を置くことによって、第三者的にモニタリングをし、監事並びに理事長に報告していただくことによって、内部統制の意義づけをしております。なお、23年度、第3期に入ってからには監事の業務を更に強化していく体制で進めております。

業務の効率化につきましては、自己点検において、平成21年度に自己点検報告書を取りまとめて、ホームページで公表しております。

また、教職員の新たな人事評価制度を22年4月から実施しておりますし、一般職員、船舶職員の人事評価についても10月から実施しております。

管理事務事業の効率化・高度化につきましては、無駄削減プロジェクトチームを設置しまして、幾つかの事業の無駄削減を行い、予算が削減されてくる中での効率化・高度化を図っております。

練習船の効率的な運用を図るために、22年度に実習教育センターを新設しまして、そこで一元的に管理を進めているところであります。

これは練習船、耕洋丸と天鷹丸2隻ありますが、従前は学生の乗船率がやや低い面があったんですけども、新しい耕洋丸が来てからはほぼ90%の位置になってきております。なお、学生が配乗しております船を利用している日数は、23年度の計画ですけれども、276日、229日となっております。

これは耕洋丸の方に持っております海底探査機器を使ったもので、昨年、天皇海山、本邦はるか東方海上ですけれども、その海底地形図の測量をしてきております。

これは山口県萩北方にあります八里ヶ瀬というところで、同じように海底地形をつくった上に、計量魚探を用いまして、その魚群の分布状況を調べております。

こういうことから、漁場の利用の在り方を指導していく上で、具体的にこういう情報が活用できるようにしております。

現在、天皇海山に向けて再び耕洋丸が航海してっております。話が脱線しますけれども、1週間ほど前に出航いたしましたので、現在、本邦東方海上を東北地方から流れる瓦れきとともに、東へ東へと進んでいっているところになろうかと思いますが、この辺りの調査を引き続きやってくる予定にしております。

Ⅱ、国民に対して提供するサービス。これが本来の業務ということで、50%のウェイトを付けております。

水産大学校では、4年制の本科、それに加える海技士養成の専攻科1年、水産学研究科2年の課程を持っております。

なお、2期中ではありますが、平成20年度に水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組しております。

まず、本科の実績ですけれども、入り口対策として推薦入試の枠の拡大、あるいは一般入試の選択科目の変更等でより本校に適した学生の入学を促進する対策を進めてきております。総定員は185名ですけれども、現在、4.5倍の競争率で定員を確保できております。

なお、入試倍率の推移ですけれども、平成 20 年度に若干 2.8 倍と下がり、その後、V字回復してきているわけですが、先ほどの推薦入試の拡大等によりまして、受験生に魅力のある学校づくりをやってきたところでもありますし、後で触れますが、就職率が非常に高いということも人気の理由にあります、事業仕分けはあったわけですが、社会的位置づけがより認められた結果になっているかと思えます。

本科の現在の充足率ですけれども、各学年 200 名を超えておりまして、869 名で充足率 117%。100%が定員ですので、それから言うと超過という面もあるんですが、学生たちは残念ながら 4 年全うして卒業せず、途中で退学等をしていく者が何%かはあるわけです。それを見込んでのことですが、かえって逆に離脱率が少ないということも、こういう充足率の維持につながっている面もあろうかと思えます。

特筆すべき点は、出身県が全国 47 都道府県にわたっているという点も挙げられると思えます。

本科の教育の特徴ですけれども、各学科の専門的な教育に加えまして、漁業、漁村の多面的機能とか水産業の 6 次産業化ということが最近特に指摘されておりますので、そういった総合力を付けるという意味で、さまざまな角度からの特に実地体験型の教育。あるいは推薦入試等に入ってくる学生がおり、基本的な学力の差がありますので、そういうリメディアル教育の充実などでそれを補っているところであります。

これは学生たちの実習風景ですけれども、こういう市場見学、現場の環境調査、現場で実践的に活動されている方々からの直接の講義、漁業者との交流等があります。

海技士を養成するコースだけではなく、全学科生に少なくとも一度はこういう洋上訓練を実施しておりまして、こういう共同活動というものも 1 つの本校の教育の特徴になっているところであります。

これが本科 4 年間に続く専攻科、海技士養成の課程になりますけれども、充足率の推移を見ていただきますと、2 期の前半では定員割れの状況がありました。そのために平成 19 年度から定員を 70 名から 50 名に縮減し、その後、こういう充足率を上げるための工夫をしまして、21 年度からは 100%を超える定員充足状況になっております。

なお、事業仕分けの指摘等もありまして、23 年度、今年度からは船舶運航課程、いわゆる航海士と機関士の定員配分を柔軟に運用するという方針を決定しておりますし、また、22 年度からは実習教育センターを設置しまして、実習のより効率的な運用を一元的に図っているところであります。

専攻科では、先ほど申しました 4 年の本科に続いて、専攻科に進んでいただきますので、5 年間一貫の水産系海技士養成ができる。要は船を運航できるだけの海技士ではなく、水産系の知識、実力を持った海技士を養成するということで進めております。

幾つかの項目があるわけですが、この専攻科の課程認定の条件といいますのが 3 級海技士の筆記試験免除が修了条件になっております。実際の免許を取るためには、その後、口述試験を受けなければなりませんので、それをより取れるような指導、上級の 2 級、1 級の海技士免許の対策等も実施しているところであります。

その結果でありますけれども、3級海技士免許取得は、その筆記試験免除の後、口述試験も合格した者ということで、修了者のうち98%が取得できるようになっておりますし、2級海技士は義務ではないんですが、より上級のものを受けさせるという指導をしまして、その受けた者の82%が2級を合格し、更に上級の1級も大体10名程度は合格者を出しているという状況にあります。

これは水産学研究科、いわゆる大学院修士課程に相当する部分です。定員は1、2年合計で20名というところですが、これまで研究科の定員充足率が160%と非常に高かったんですけれども、御指摘いただきまして、削減し、23年度からは学生数20名と適正化しております。

2期の間、このように高い充足率、定員超過状況が続いてきたというのは、ある意味で外部資金であります委託研究をたくさん受けるため、それをより教育に反映するという意図で研究科生をたくさん採っていた面もあるんですけれども、その御指摘を受けたので、定員を遵守して、充実した研究科生の育成に当たると方針転換をしたところでもあります。

水産学研究科というのは、本科と同じように大学評価・学位授与機構による審査によりまして、修士の学位を得ることができるわけですが、課程を修了しましてから論文審査に出して、3か月ほど経って学位が得られるという状況で進んでまいりました。

そこで、19年度修了生からは学生の希望によりまして、その年度内、いわゆる修了時点で学位が得られるように、秋の時点で審査いただくような体制もとれるようになってきてまして、何名かは年度内審査を終えております。

結果としまして、授与機構の認可を受けておりますし、21年度には学生の発表が学会賞を3名受けている事例もございます。

次は研究の方ですけれども、研究は教育対応研究と行政・産業対応研究がございます。教育対応研究というのは、まさに本校の教育するための教育。行政・産業対応研究というのは、地元の行政、あるいは産業の貢献につながる研究ということで、実学重視の方向性を反映するものとして、位置づけております。

その事例を3つほど御紹介させていただきますが、1つは遺伝マーカーによるフグ類の種判別でありまして、ここに挙げておりますものは、モトサバフグとされていたものが食用のシロサバフグと同種であることが判明したというのが1つの研究事例であります。

この種判別の方法を使いますと、この春、トラフグとマフグの混血雑種が現れて、有毒部位に紛らわしいことがあるのではないかとということがありました。そういう意味で、今後ともそういう雑種の発生時に種判別をより明確にしていくという技術として、非常に活用できるものではないかと位置づけております。

漁船がたくさん活躍するわけですが、船舶のNO_x、大気汚染物質対策が非常に重要になってきておりまして、国際的な規制もかかってきております。ここで研究されておりますのは、NO_xを低減する対策で、これはISOの国際基準にもつながる技術ということで位置づけられております。そういう研究を率先して進めることによって、漁船というのはどうしても大気汚染対策が不十分になりが

ちですけれども、それを率先して改善していく機関士を養成していく上で必要な研究ではないかと思っております。

これはフグの身欠きものですが、研究としましては、無菌魚肉という形で、生鮮魚肉を無菌状態で長く保つということを目的とした研究・開発ではありますが、フグを身欠きにしますと、無毒化できるわけです。

今、東京都では条例改正が予定されておりますけれども、フグの調理免許を持った人しかフグを提供できないという形が京都府では昨年、規制緩和されました。東京都でも規制緩和されるということになりますと、フグというが和食の素材であったものがフレンチやイタリアンへも展開できるという可能性のある、より実用性のある技術開発につながっている点が挙げられると思います。

これは共同研究等の推進を掲げておるわけで、受託研究の件数金額、科研費の件数金額、いずれも右肩上がりですが、ここへきて頭打ちになり、受託研究では下がってきております。御存じのようにリーマンショックの影響が出ているかと思うんですけれども、こういうものを促進していくために、科研費に関しましては全教員が申請するように努めていくという形で維持を図っていきたいと考えているところです。

卒業生の就職対策が昨今非常に重要になってきております。これを見ていきますと、就職率が22年度で96.4%、水産関連分野はその中で79%ということで、世間からいうと非常に高い就職率を確保し、かつ水産関連へ多く進んでおります。

前回指摘されましたように、その中で進学している者の行く先はどうかということですが、進学した者を含めても80%は水産関係に出ているということが確認されましたので、こういう数値目標をクリアしていることがわかると思います。

これは就業意識の向上のための動機づけ教育、あるいは就職ガイダンスということでフォローアップしまして学生を育てていくとともに、合同企業説明会を毎年開催しておりますが、要は確実に毎年採ってくださる企業の上得意さんを確保し続けているという状況が、1つの水産関連分野の高い就職率を確保する方策につながっているかと思えます。

その進路の詳細を挙げたものですが、全体でいうと96%「就職」とありますが、その他に、本科4年を卒業したものが64名と多く進学しております。これの大部分が専攻科へ進むわけです。ですから、そのほか大学院に当たる研究科に進む者と合わせて見ましても、最終的に80%の水産系への進路確保ができています。

2期期間を通して見ますと、就職率が95から98%という状況。水産関連も75%をクリアしてきているという5か年の実績から言いますと、これは昨今の就職状況から言いますと、S評価に値できるのではないかと、後ほどまとめさせていただきたいと思っております。

研究成果の利活用ということで、こちらは論文等ですが、毎年70件以上を発表することですが、2期の間ずっと100件以上を確保しております。

研究成果の利用促進ということで、水産施策の立案、推進への委員会、審議会等の教職員の派遣。

共同調査として、先ほども話題になりましたが、大型クラゲの調査、あるいは天皇海山の海底調査等に協力させていただいております。

特許の出願状況も数件ではありますが、続いてきているというところがあります。

また、高校、大学との連携ということで、水産高校生の受入れ実習、あるいはスーパーサイエンスハイスクールへの協力等。

国際関係で JICA、OFCF の研修の受入れ等も行っているところでもあります。

学生生活支援ということで、学生にしっかり頑張ってもらって勉強してもらおう。そして、いいところへ就職してもらおうということで、18年度より学業成績優秀者の表彰を導入しております。

また、平成 20 年度からは課外活動で本校の名声を高めた個人、グループの表彰を導入することで、後で触れますが、課外活動の活性化につながる表彰も入れております。

学業優秀者に対する授業料免除制度も導入しております。また、このたびの災害において、被災した者に対する学費の減免等も取り入れているところでもあります。

学生生活支援に関しましては、このごろメンタルヘルスの問題が非常に学生の間が大きくなってきております。そういう意味で4年間一貫のクラス担任を設けることにより、学生指導を継続的に見ていき、その職員と看護師、臨床心理士、学生部が連携して対応しております。相談者の個人情報の保護ということも併せて対応しているところでもあります。

大学の特徴。要は水産系に就職してもらわなければなりませんから、そういうところにつながっていくクラブ活動、そういう支援もしておるところであります。

あとは財務状況になります。これは資本金の状況で、資本金が減額されておりますが、旧耕洋丸を何年か前に処分しておりますけれども、それを国庫納付にしましたときに取得金額が減額されたものであります。

これは貸借対照表であります。

損益計算書で見ますと、経常費用として大体 25 億円程度でありまして、自己収入が7億ありますが、このうちの5億余りが授業料等と外部資金等が入って7億合わせて動いておりますが、22年度末というのは2期の末になりますので、当期総利益として精算したときに6億残りまして、国庫納付しているところでもあります。

決算の概要で申しますと、御存じのように運営管理費については、年平均で一般管理費3%、業務経費1%削減ということを効率化目標に掲げておりますが、これは達成しております。人件費につきましても、毎年1%で5%以上の削減ということも達成しております。そういう状況です。

ここも耕洋丸の代金を国庫納付しているということです。

その他の業務運営に関する事項ということで、次をお願いします。

施設整備ですが、体育館、武道館の建築、講義棟の建替え、舶用機械総合実験棟の建替え。耕洋丸の代船等、着々と整備、建替え等が行われてきたところでもあります。

人事に関する計画におきましては、人員増を抑制するという意味で、幾つかのポイントになる役職

を教育職員と併任することによりまして、人員増を抑制しておりますし、学位授与に必要な、あるいは資格取得に必要な法定定員を確保するだけの教職員を確保しております。

なお、少子化等に対応するため、入学生の確保のために学生支援課、就職統括、入試統括という入り口、出口対策に対応できるような事務系組織の再編を行っているところであります。

情報公開と環境対策等を適宜進めておりますし、昨年の新型インフルエンザにおいては、学生数の多いところでの対応には非常に神経を使ったところであります。

自己評価結果でありますけれども、特に内部で検討した結果を外部評価委員の方々に検討していただいて、一応今回ここに提出する形に運んできております。

数値目標が挙げられているものに関しましては、3級海技士試験に合格するようということで、ほぼ全員がということですが、実績としては82~98%。22年度としては、98%の合格率。

2級海技士筆記試験の合格率80%を目指しまして、82%ができています。

共同研究等については30件以上ということで、それも達成している。

就職内定者ベースで75%以上を推進関連に就職させるということも達成しております。論文等の発表を70件以上が110件以上ということで達成しております。

こういう評価の中で小項目では、S評価に値するものが22年度に関しましては、研究上、流通情報に関する事、水産資源に関する事、食品関係というもので挙げられております。

あと、就職対策に関して非常に世間が厳しかった中で96%を維持したこともS評価の対象として考えております。

なお、B評価として1件、本校の職員採用について。これまでは公務員2級の合格者リストを基に、本校職員を採用していたんですけれども、人事院がその情報提供をしなくなりましたので、独自に採用する制度をとらなければならないんですが、この独自の採用制度の検討が若干遅れまして、対応に不十分点があったということでBにしております。

ただし、これによって大きな欠員が生じたということはありませんので、今後、いち早く改善するという意味を込めてB評価にしたところなんです。

2期中期期間のS評価としては、食品関係の安全管理と機能性の研究。それから、就職対策の充実という点でS評価をあげております。

これは外部評価委員からの意見ですけれども、たくさんありますが、かなり積極的に御評価いただいているところかと思えます。

それらを集計していきますと、小項目では先ほどのようにSやBもあったんですけれども、中項目、大項目となりますと、ほとんどがAになりまして、就職対策の充実という点では、中期目標期間としてS評価にしてもいいのではないかとということです。

そのほかの項目については、A評価にまとまります。

ということで、総合的に見まして、評価はAということにさせていただきます。

中期目標期間についてもAということになります。

3月11日に東日本大震災が生じたわけですが、そのときから3月末までの2期中期期間において検討いたしました支援対策について御説明させていただきます。

先ほど本校の被害状況については、若干の被害があったということは触れましたけれども、大きな影響はなかったわけですが、支援物資の運搬あるいは船にあります、これは耕洋丸ですけれども、耕洋丸の船にある入浴施設、食事の施設等の提供もできるのではないかとということで検討いたしました。

ただし、3月中は基本的に緊急支援等は官庁船をもって行われておりまして、独立行政法人の船は民間であるということで、順位としては後になるということで待っておったわけです。しかし、結果としまして、そういう派遣依頼はありませんでしたので、そういう出動はありませんでした。

なお、水産庁以外にも山口県知事等の依頼がないものないかということを検討したんですけれども、検討段階まででありました。行ってみるには出動の名分ということも必要であったわけですが、実際に行きまして、こういう岸壁に入港する、あるいは接岸するといふとき、そして、そこに物資を下ろしたときに、運搬する手段等の手配はそういう機関との連携がないとできませんので、勝手に押っ取り刀で行くというわけにはいかなかったということがあります。

それで、3月中にいろいろ検討しまして、水産大学校独自にできる支援は何かということで、4月段階に乗船実習として耕洋丸を運行する計画がありましたので、その派遣先を東北地方にあてがうことによって、学生にも乗って行ってもらい、水産教育の一環として支援活動を行うという位置づけにして、準備を整えて行ったところであります。

なお、学生を乗せて行くことについては幾つか議論があったわけですが、何よりも安全確保ということとを第一義にし、そして、実習も必ず実施するということ。そして、現地で災害復興の支援に当たるという3つの目標を持って、実施する計画を組んで進めたわけです。

結果的にこの4月に出航して対応してきたわけですが、海洋生産管理学科生56名が行くときは非常に不安な表情で行ったんですが、帰ってきたときは非常に問題意識を持って、生の被災地を見てきたということ、被災された方々と触れたことによって、自信と責任感を持った顔で帰ってきました。

それを1年生に対して報告会をしてもらいましたところ、1年生からはそういう先輩方を持ったこと、そういう支援活動をする大学校に在籍するということに誇りを持つというコメントを多くの学生から寄せていただいたということがありますので、まさしく水産人育成の教育的効果が非常に大きかったということと、先ほど触れました社会人基礎力というのは一体何なのかという点も考えたときにも、こういう教育が非常に役立つものであるということが明らかになったことではないかと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○小川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明についての御意見、御質問をお受けしたいと思います。

どうぞ、窪川専門委員。

○窪川専門委員 皆さんなかなか苦労していると思うので、就職率が非常に高いのは、本当にすばらしいと思います。船員さんになる方はそれほど多くないかもしれないんですけども、一応海技士とかその他の資格を取ったりするときに英語がすごく大事で、海事英語は特に特殊なものが含まれたりしているんですが、英語の教育というのはやはり重点的に何らかの工夫をされて、一応「生きた外国語」と書いてありますけれども、されているんでしょうか。

○鷺尾水産大学校理事長 通常の英語の授業に加えて、そういう海技士用の専門用語が出てまいりますので、国際海域に出ていくときに必要な英語の訓練は特につけてやっているところですし、海事取締関係に進む者も中にはおりますので、実用韓国語等、現場で対応できる必要のある語学についても触れる機会を設けるようにしております。

○窪川専門委員 本科の方では通常の英語教育を。

○鷺尾水産大学校理事長 大学で必要とされる英語教育でやっているところですし、TOEIC等の取得を推進するような活動もさせていただいております。

○小川分科会長 ほかにございますか。

どうぞ、荒井専門委員。

○荒井専門委員 2つあります。学生のメンタルヘルスの問題が近年どこでも深刻だと思っておりますけれども、教職員が4年一貫で担任をされるということになると、今度教職員が非常に負担になっているのではないかなと思っておりますが、そういう場合、教職員のメンタルヘルスへ対応する、スキルを磨くための何らかの活動はなされているんだと思っておりますけれども、どういうことをされているのかということが1点。

最後の耕洋丸で被災地に行かれたというのは大変すばらしいことだと思っておりますけれども、逆に56名の学生を連れて行くということになると、中には御父兄が非常に心配されて、大学に対していろいろと話をされるようなこともあるのではないかなと思っておりますが、御父兄に対してどういう対応をなされたかというのもお伺いしたい。

○鷺尾水産大学校理事長 クラス担任制というのを設けておりますが、これは本当にクラス担任になると責任が重くて大変なんですけれども、学科単位でフォローアップするというのを前提にしておりますので、教員1人に全部任せっぱなしということではない形で進めております。

本校は理科系の先生が多いがために、人間対応という点ではつつい問いに対して答えを出してしまおうとして、しんどくなる場所があるんです。そういう意味では、学生の人生を背負うわけにはいかないわけですから、寄り添うということが基本であるということをお話しております。

何人かの担任の先生たちと私、理事長としても接する機会がありますし、私は人文学部におった経験もありますので、その辺のケアの仕方ということもそれぞれにはお話ししております。

また、別途教員自身のメンタルヘルスのケアも必要になるということで、教員が相談できるシステムも学生同様つくっているところでございます。

それと耕洋丸で出かけたときに、やはり当初は専攻科生が乗る航海だったんですけども、急遽3

年生が乗る航海に切り替えた面があります。そういうときに、どうなっているのかという保護者からの問いかけは確かにありました。

しかし、先ほども触れましたように、これは実習であると。水産の現場に出て行く実習である以上、どこにも危険はつきもので、それをプロの船のスタッフがカバーして出て行くので、無謀な活動はさせるわけではない。そして、実習の一貫として、そういう活動を支援することによって育ててくるんだというお話をしましたら、皆さん御了解いただけるところです。

それ以上に4月に新しく来られた船長を始め、スタッフが非常に神経を使っていたところでありまして、本校としても理事の淀江さんを支援チームの団長ということで船に同行して行ってもらいまして、本校として全面的に責任を持つ体制で行って来たという次第です。

○淀江水産大学校理事 2点目の方を補足させていただきますと、先程理事長からありましたように私も乗りましたが、やはり安全第一というのをまず心がけて、学生には危ないことはさせないようにというつもりでいましたけれども、例えばボランティア保険を全員にかけまして、原資は私ども学校教職員の義援金から出そうということで、そういうこともいたしました。

これも理事長からありましたけれども、通常の実習では専任教員は2名しか付けませんが、加えて教員を3名、これも非常にベテランの方から船に直前まで乗っていた経験豊富な方を付けて、最高のスタッフでこれだと絶対大丈夫ですという形をとってやったということです。

結果としては、学生にとって非常に強く自分たちがどういう立ち位置にいるのかというのを意識したというのを私どもも感じ、非常によかったのではないかと思います。

○小川分科会長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 学生さんの就職先なんですけど、やはり水産界の中でいろいろな三陸復興の話でも意見が出ていますけれども、やはり漁協を本当に強化していくことがこれからの水産をよくしていく1つの方向ではないかなと思っているんですが、こちらの卒業生たちが漁協に就職するというふうに勧めるとか、そういったことはケースとしてはあるんでしょうか。

○鷺尾水産大学校理事長 私自身、漁協の職員の出身ですので、1年生が入ってきますと、一番最初に将来の行く先という動機づけ教育、導入教育というところで、そういう可能性があるんだということも1年生から植え付けております。

そういう意味で、単協だけではなく系統組織も含めて、働く可能性があるんだということを言っておりますし、この災害以降の授業においても、選択肢に入れるように指導しております。

○佐藤委員 実際数字的にここ1年ぐらいはどんな感じでしょうか。

○鷺尾水産大学校理事長 系統組織というか漁連という単位で言うと、かなり何人かおりますけれども、著しく増える状況ではありません。単協自身が今、そういう意味では人を採れない状況でもありますので、採ってもいいというところには推薦していつているところでもあります。

○佐藤委員 何人か入っていらっしゃるんですね。

○鷺尾水産大学校理事長 そうですね。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○小川分科会長 どうぞ、横田委員。

○横田委員 平成 22 年度のトピックスとして事業仕分けの対象になったが、結果的にはそれをリカバーしたということ大事な点であります。そこで、何をもってして継続が認められたかということをもう一度教えていただけないでしょうか。

○鷺尾水産大学校理事長 事業仕分けの対象が専攻科、海技士養成がどうかという点があったわけですが、専攻科のところでは 2 期の当初、18～19 年ごろというのは定員割れの状況にありました。恐らくその資料を基に事業仕分けの対象になったのではないかと思います。仕分けの年度あるいは昨年度、そして、今年と定員を超える充足率を確保しまして、その就職率、免許の取得率も高い状態を維持しているということで、基本的には認められたのではないかと。

それと水産系の海技士の養成機関として、東京海洋大学と本校があるわけですが、海洋大学さんでは航海士しか養成しておりませんので、機関士を送り出せるのは我が校だけであるということも再認識され、海洋基本法の中に日本人船員を確保しなければならないという要請もあって、そういう判断に至ったのではないかと考えております。

事業仕分けの中では、整理すべきという意見ともしっかり残すべきという意見が半々になったという微妙なところではありますけれども、大方はそういう実績を基に存続させてもいいと判断されたものではないかと理解しております。

○横田委員 ありがとうございます。

○小川分科会長 ほかにございますか。

○鷺尾水産大学校理事長 なお、実習場の 1 つはそういう意味では整理することを検討することになりましたので、今、その方策を探っているところであります。

○小川分科会長 昨年度から監査役を置かれたということですが、この方はどういう立場の方を設定されたんですか。

○鷺尾水産大学校理事長 もともと経理関係をされていた方で、要は、監事のサポートをするポストとして用意したものですけれども、やはり内部統制というものが重要になってきておりますので、単に経理的な監査だけではなく、業務全体がコンプライアンスを守っているかどうか。あるいはモラルハザードに陥っていないかどうかという点を理事長である私とコミュニケーションをとりながら、問題点を洗い出して、それについて全業務モニターしていただくという位置づけに育ててきているところであります。

○小川分科会長 外部の方も非常勤で探っているんですか。

○鷺尾水産大学校理事長 ではなくて、内部で運営してきた経験のある者を使っているということです。

○小川分科会長 内部の方なんですね。

○鷺尾水産大学校理事長 はい。ただし、現在の経理担当者ではない形で置いております。

○小川分科会長　そういう形で監査、監督をきちんとされていくのはいいことだと思うんですけども、どこかの資料に書いてあったんですが、22年度については固定資産の管理状況と科研費の使用、それについての内部監査を実施したと書かれておりますけれども、監査する内容を私は余りよくわかりませんが、たくさんあれはあると思います。その2点、また次の年は違うことをやられるんだと思うんですけども、その全体像がよく見えないので、そこら辺も説明してください。

○鷺尾水産大学校理事長　基本的に会計監査が入り、そういうものに対応する事項について不備がないかということを見ていくので、重点的に取り上げる部分がそういう形で出てまいります。

そういう意味では、監査の実施計画を立てまして、必要な項目を順次追っていくようになりますけれども、優先度としてはそういう外部監査が入るものについて、優先的に見ているところでもあります。

今、申し上げました以外に情報セキュリティの問題とか、資産管理状況等、幾つかの項目を挙げて、それを順次行っていただく形にとっております。

○小川分科会長　むしろ今までそういう役職を置かなかったことの方に不備があったということですね。

○鷺尾水産大学校理事長　そうですね。本来業務の方でまとめたものを監事に見ていただく、あるいは監査法人に見ていただくということだけで済ませていた面があったと思います。

○小川分科会長　ほかによろしいですか。

時間が大分超過しているんですが、一度休憩を入れた方がよろしいですか。北方領土の方はどれぐらい時間を見たらいいですか。

○荒川北方領土問題対策協会専務理事　皆さん、お疲れだと思うんですけども、15分ぐらいで。

○小川分科会長　いかがでしょうか。続けてさせてもらってよろしいでしょうか。

では、ここで水産大学校については、ほかに御意見がないということなので、平成22年度の事業年度の業務実績等の概要及び財務諸表の内容について、北方領土問題対策協会より御説明をお願いいたします。

○荒川北方領土問題対策協会専務理事　北方領土問題対策協会の荒川です。札幌に常駐しております。よろしく申し上げます。

北方領土問題対策協会は、北方領土問題やその他、北方領土に関する諸問題についての国民、世論の啓発、並びに調査・研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有している者に対して援護を行うことにより、諸問題の解決の促進を図ることを目的としています。

これに加え、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に基づいて、元島民等に対して事業及び生活に必要な資金を融通することにより、事業の経営と生活の安定を図ることを目的としております。

このうち貸付業務については、農林水産省と内閣府の共管となっておりますので、本分科会では貸付業務における平成22年度業務実績及び財務諸表の概要について御説明させていただきます。

申し訳ないんですけども、パワーポイントがないので、お手元に準備させていただきました資料で御説明させていただきます。資料11の1ページ目から御説明させていただきます。

まず、平成 22 年事業年度業務実績等の概況を説明資料に基づきまして、御説明させていただきます。1 ページ「(1) 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施」については、ア～イの 6 項目を重点的に取り組んでおります。

まず「ア 融資説明・相談会の充実強化」ですけれども、例年融資内容の周知や要望等の聴取及び法対象者個々に新規貸付、承継手続等について説明や相談を法対象者が多く住んでいる北海道、富山県で行っております。

平成 22 年度は 10 か所での開催を予定しておりましたが、東日本大震災の影響より 1 か所で中止となったものの、ほかに 2 地域からの要望がありまして、実際には計画よりも多い 11 地区で 12 回実施しました。

そのときに御意見ですとか御要望が出てきたんですけれども、例えば承継要件の緩和、各種資金の限度額を引き上げてくれとか、連帯保証人の廃止等の要望がございました。これに関しましてどのように対応したかというのは、後で御報告させていただきます。

2 ページ「イ 融資制度の周知及び資格承継の促進」。融資制度の内容及び承継制度の周知徹底と利用促進を図るため、当協会ホームページによる広報ですとか協会機関紙、関係団体の機関紙等も利用させていただきまして、広報活動を実施してまいりました。

その結果、平成 22 年 3 月末までの累計で生前承継は 1,328 名、死ご承継は 62 名の方が手続を終えております。

「ウ 関係金融機関との連携強化」。資金の貸付の方法として、当協会が直接貸付をしております直貸付のほか、金融機関経由の転貸貸付及び委託貸付の 3 通りがございまして、融資業務の拡充と制度利用の促進を図る上で、関係金融機関との連携強化が重要な課題となっています。

これらの機関と一層の円滑を図るため、平成 22 年 4 月 23 日に「漁業協同組合担当者会議」と「関係機関実務担当者会議」を予定どおり開催いたしました。

3 ページ目「エ リスク管理債権の縮減」ということで、リスク管理を縮減することを一生懸命努めておりまして、初期延滞者に対する督促を重点に行いました。初期延滞先に対して電話でまず督促をしたり、3 か月以上長期滞納先には、そのほかに弁護士による文書督促、更には実態調査等も行いました。

また、リスク管理債権の一層の縮減を図るために、新規貸付の与信判断の制度を高めることが必要なことから、平成 21 年度に個人情報システムの活用を導入しました。その運用については、個人情報の取扱いにより一層な適切な管理が望まれるとの御意見を昨年度、本分科会によりいただいておりましたので、徹底した管理を図るため、システム運用に関わる職員 3 名に個人情報通信講座を受講させ、全員が検定試験に合格しまして、適切な管理に更に努めております。

4 ページ目、リスク管理債権の表でございまして、御参照ください。

全国預金取扱い金融機関の 20 年度末の平均比率、2.96%を 0.95%下回っております。

更生・生活資金も、平成 15～19 年の平均残高の 90%である 3,299 万 1,000 円以下とするとした年

度計画を下回り、1,846万8,000円となっております。また、前年度比においても63万3,000円縮減できております。同じく住宅改良資金についても5,126万8,000円以下とする年度計画を下回る3,564万1,000円としております。

(ウ)の修学資金については、成人に達した就学者全員と連帯債務契約を締結して、債権保全を強化することができました。

5 ページ目「オ 融資業務研修会の開催」。北方領土の元居住者の団体である千島連盟の支部長・推進員等を対象にした融資業務研修会を平成22年5月25日に開催し、当協会融資業務に対するの理解を深めるとともに、御利用の促進を図りました。

「カ 資金需要調査の実施」。融資業務の効果的な実施を図るため、上半期においては、融資説明会、実務担当者会議、業務研修会等の会合や個別の融資相談等、さまざまな機会をとらえて、需要調査を行いました。

下半期には、収集した意見等について必要性や効果、当協会の財務に与える影響等を総合的に判断し改正案をとりまとめ、関係官庁との協議を経て、以下の改正を23年度より実施することといたしました。

なお、貸付限度額の改正については、業務方法書の一部改正ということで、前回の分科会でも説明させていただきました。

先ほどの要望等を踏まえた改正内容を御説明します。漁業設備資金の限度額が3,000万円でしたものを6,000万円に引き上げました。農林設備資金の限度額を1,800万円から3,500万円に引き上げました。住宅資金、これまでは個々に設定してきた住宅新築資金(限度額1,800万円)、住宅改良資金(限度額500万円)、土地取得資金(限度額500万円)の3資金を統合し、限度額を3,000万円に一本化するとともに、自己資金割合を今まで2割としていたんですけれども、1割に引き下げました。

6 ページ、生前承継は元居住者と承継者との生計維持関係において「証」という証明書を提出することによって承継できるように、今までもの合わせて簡単にできるようにさせていただきました。

22年度の貸付決定状況でございますが、14億円の枠をいただいているんですけれども、平成19年は6億円、20年度も6億円、21年度は8億円だったんですが、22年度は10億9,600万円、今までお話ししてきたようなことを実施した甲斐もあったと思うんですけれども、11億近くを御利用いただきました。

「(2) 短期借入金の限度額」ですけれども、中期計画期間中の貸付業務勘定の短期借入金限度額は14億円以内と定められておりますが、平成22年度は13億4,000万円の借入計画に対して、実績は必要最低限の7億7,000万円の借入を行いました。その短期借入金は、年度内の貸付原資等の運転資金に充当したもので、年度末には全額返済しております。

「(3) 重要な財産の処分等」ですが、当協会の重要な財産は融資事業の遂行に必要な資金の財源に充てるため、国からいただいております10億円の基金であります。この10億円は、お手元の資料の6～7ページに記載されている5金融機関に長期借入金の根担保として差し入れており、資金の安

定的な調達と金利コストの低減に役立っているところでございます。

以上、駆け足ですけれども、貸付勘定の業務実績の説明とさせていただきます。

続きまして、財務諸表の概要について説明をさせていただきます。資料 12、財務諸表。

貸付の分は、49 ページが表紙で、次の 50 ページです。

資産の部の合計額は右の方でございます 63 億 4,208 万円。このうち大方を占める流動資産合計 62 億 9,301 万円の主なものは、現金及び預金が 12 億 8,230 万円で、このうち 10 億は基金、49 億 9,964 万円は貸倒引当金減額後の貸付金であります。

なお、固定資産の投資その他の試算には、貸付債権のうち破産更生債権等 1 億 857 万円を計上しておりますが、健全決算の見地より万一に備え、この額の 73%に相当する 7,966 万円を貸倒引当金として計上させていただいております。

51 ページ、負債の部の総合計は 46 億 3,215 万円です。流動負債欄の預り補助金等 4,310 万円は交付を受けた補助金の未執行額であり、国に返還するものであります。

同じく流動負債欄に 1 年以内返済予定長期借入金が 11 億 9,290 万円計上されておりますが、1 年以上の長期借入金は固定負債欄に 33 億 5,870 万円を計上し、長期借入金の合計額は 45 億 5,160 万円となります。

純資産の部、特殊法人時代から引き継いだ基金、10 億円と利益剰余金 7 億 592 万円及び事務所移転に伴い発生した敷金見合いを資本剰余金に計上し、純資産合計額は 17 億 992 万円で、昨年と同額でございます。

52 ページ、損益決算書。経常費用の合計は 2 億 302 万円。経常収益の合計は、2 億 214 万円。臨時利益として、貸倒引当金戻入益 96 万円を計上しております。これは不良債権の抑制により、22 年度末における要貸倒引当額が減少したことから、不用額を利益として計上したものでございます。

当期純利益、当期総利益ともゼロになっておりますが、これは経常費用に対して、自己収益で不足する額を補助金として受け入れたためでございます。ちなみに平成 22 年度受け入れた補助金収入は、経常収益欄に記載のとおり 1 億 3,133 万円でございます。

53 ページのキャッシュ・フロー計算書と行政サービス実施コスト計算書、注記事項等は説明を省略させていただきます。

69 ページの決算報告書。収入、貸付事業費補助金は予算額 1 億 7,762 万円に対し、決算額では 1 億 3,451 万円となり、不用額 4,310 万円が生じております。これは貸付金が計画を下回ったことによる短期・長期借入金利息の減、及び予備費の不使用等、貸倒引当金戻入益の計上によるもので、既に国に返還済みでございます。

支出は、貸付業務関係費は予算より 3,990 万円減少し、1 億 883 万円となっております。これは主に長・短期借入金利息の減少に伴う金利負担減でございます。

以上で北対協貸付業務勘定、業務実績及び財務諸表の説明を終わらせていただきます。

○小川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明についての御意見、御質問をお願いします。

いかがですか。特にございませんか。

どうぞ、堤専門委員。

○堤専門委員 6ページに融資状況が書いてありますが、昨年と比べて131%と大きく伸びています。どういう理由で伸びたと考えてられるんですか。

○荒川北方領土問題対策協会専務理事 私の思うところでよろしいですか。

○堤専門委員 結構です。

○荒川北方領土問題対策協会専務理事 やはりいろいろなお金を借り入れる場合、使用していただく場合にお金が必要であるとか。ただし、ある程度経営資金ですとか経営をやっていくときには、それなりの経済の問題とか国全体の景気がございます。ですから、19年、20年といろいろな状況があったと思うんですけれども、今回は銀行さんの融資のところも貸していただく、それまでは恐縮なんですけど、独法にお金を貸すのは何となく銀行も大丈夫なのかという本部のあれとかもございました。

我々が対象としている元島民とか旧漁業権者の方々とも今まで以上に緊密な関係と、こういうのも使えるんだねとかいう話をしながら、融資説明会で更に親しくしたり、スタッフが漁協にきちんと訪問して状況等を聞き、では、使ってみようとか、あるいは今まで直接銀行とか組合でやっていたのを北対協から借りてみようとか、そういういろいろな要素。それから、19年、20年で抑えていた企業が22年度借りてみようとか、たくさんの状況があったと思います。

○堤専門委員 相対的に地元の金融とかあの辺と比べて、利用されやすい環境条件があったということですね。

○荒川北方領土問題対策協会専務理事 そうです。

○堤専門委員 どうもありがとうございました。

○小川分科会長 ほかにございますか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 3ページのリスク管理債権の縮減のところについてです。初期延滞者に対する督促など、昨年同様の努力をなされていたと思うのですが、それにも関わらず全資金のリスク債権額が昨年より300万円増加したということですが、理由はおわかりになりますか。

○荒川北方領土問題対策協会専務理事 前に貸していた方、ずっと長期の方とかおまして、昨年度の分とかその前の方とかやっても、やはり長く借りていた間にどうしても状況が悪くなって返さなくなったという部分が出てきたということでございます。

この場合、どうしても元島民の方も平均年齢77歳とか、連帯保証人が奥様で御主人がもう亡くなられているとか、自分の心臓が悪くて無理しているとか、勿論、その中で事業を失敗してしまったり、いろいろな条件がございますので、この部分はやむなしかなと思っております。

○小川分科会長 では、ほかに御意見等がなければ北方領土問題対策協会の財務諸表の内容は適正なものとして、了承されたこととしていただいてよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小川分科会長 ありがとうございます。

○荒川北方領土問題対策協会専務理事 ありがとうございます。

○小川分科会長 では、次にこの分科会のスケジュールについて事務局より御説明をお願いします。

○川瀬水産指導課長補佐 資料 14「評価委員会のスケジュールについて」という表でございます。

今日、7月19日分の水産分科会が終わりましたので、来月18日に第44回の水産分科会。中身としましては、22年度及び2期中期目標期間業務実績評価。これは、水研、水大でございます。22年度業務実績への意見ということで、これは北対協の部分でございます。

最後、30日にやりますが、親委員会であります「農林水産省評価委員会」。これは業務実績評価、2期中期目標期間実績評価、これは水研、水大両方でございますが、これらについて行うことと予定しております。

以上でございます。

○小川分科会長 業務実績評価については、委員の先生方の評価の締切りが27日です。

○川瀬水産指導課長補佐 非常にタイトで申し訳ないんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

○小川分科会長 今回の件についてほかに何か御質問はございますか。

特にないようですので、予定の議事はすべて終了いたしました。何かほかにございますか。

では、以上をもちまして第43回「独立行政法人評価委員会水産分科会」を閉会といたします。委員及び専門委員の先生方、どうもありがとうございました。